

「みずほ e-ビジネスサイト」利用規定 ◆

「みずほe-ビジネスサイト」利用規定(以下「本規定」といいます)は、株式会社みずほ銀行(以下「当行」といいます)が法人のお客様に対して提供する「みずほe-ビジネスサイト」サービス(以下「本サービス」といいます)の利用に関して定めたものです(個人の方は利用できません)。本サービスの申込者(以下「契約者」といいます)は、本規定の内容を理解し、本規定の各条項を承認の上で本サービスの申込を行うものとします。当行が契約者からの申込を承諾し、当行において所定の手続が完了した上で、契約者に対し当行が本サービスを提供するに際しては、当行と契約者との間で本規定が適用されるものとします。

第1条 本サービスの内容

本規定における本サービスとは、契約者が、契約者のパーソナルコンピュータ等(以下「端末」といいます)によりインターネットを介して、またはその他の方法により、当行と契約者との取引に関するデータその他のデータを授受し、当行にかかる取引の手続やその他の事項を行うサービスをいいます。本サービスの内容は、本規定第19条以下に定めるとおりとなりますが、その内容に関しては、契約者に事前に通知することなく変更される場合があります。

第2条 本サービスの申込

1. 申込方法

- (1) 本サービスの利用申込にあたっては、本規定および関連規定の内容を承認の上、「みずほe-ビジネスサイト利用申込書」(以下「利用申込書」といいます)その他当行所定の書類に、必要事項を記入の上、当行に提出するものとします。本サービスの利用申込は、連絡先住所として当行が認めるものを国内に有する法人に限り行うことができます。
- (2) 利用申込書の「届出印」欄に付された印影または署名が、今後作成される本サービスに関する書類に付された場合、その書類は本サービスに係る契約者の意思表示したものとみなすものとします。
- (3) 第22条第3項に定めるサービス(以下「でんさいネットサービス」といいます)の利用申込にあたっては、本規定および関連規定に加え、株式会社全銀電子債権ネットワークの定める業務規程(以下「でんさいネット業務規程」といいます)および業務規程細則(以下「でんさいネット業務規程細則」といいます)の内容を承認の上、利用申込書その他当行所定の書類を当行に提出するものとします。

なお、当行を窓口金融機関として株式会社全銀電子債権ネットワークを利用するためには、でんさいネット業務規程において定める要件を満たし、また第6項に定めるでんさいネットサービス利用口座となることができる適格な預金口座を当行に保有している必要があるとともに、当行と本規定に係る契約を締結しなければなりません。でんさいネット業務規程、でんさいネット業務規程細則の内容は、契約者に事前に通知することなく変更される場合があります。

2. 申込口座・手数料引落口座の届出

- (1) 本サービスの利用申込に際しては、契約者は、申込口座(本サービスの利用に際し、主に使用する口座をいいます、以下「申込口座」といいます)を利用申込書により当行に届け出るものとします。契約者が申込口座として指定することができる預金口座は、当行の国内本支店における契約者本人名義の預金口座のうち当行が認めたものに限ります。
- (2) 本サービスの利用申込に際しては、契約者は、手数料引落口座(本規定第4条第3項に規定するEB 手数料を引き落とす口座をいいます、以下「手数料引落口座」といいます)を利用申込書により当行に届け出るものとします。契約者が手数料引落口座として指定することができる預金口座は、当行の国内本支店における預金口座のうち当行が認めたものに限ります。なお、契約者と異なる名義の法人の預金口座を手数料引落口座として指定する場合には、別途当行所定の様式により届け出るものとします。
- (3) 前2号にかかわらず、契約者が申込口座および手数料引落口座として指定することができる預金口座を開設することが困難である場合その他の事由により、契約者が申込口座または手数料引落口座の届出ができない場合において、当行が特に認めたときは、申込口座もしくは手数料引落口座の一方またはその両方の届出を免除することがあります。

3. 外為取引対象お客さま番号(CIF)の届出

第19条に定めるサービス(以下「外為サービス」といいます)および第20条に定めるサービス(以下「為替予約サービス」といいます)の利用申込に際しては、契約者は、外為取引対象お客さま番号(CIF)(外為取引の際に当該外為取引の依頼人となるお客さまを特定化するために用いる当行所定の番号をいいます、以下「外為取引対象お客さま番号(CIF)」といいます)を当行所定の様式により届け出るものとします。なお、契約者と異なる名義の法人を外為取引対象お客さま番号(CIF)に指定する場合には、別途、当行所定の様式により届け出るものとします。

4. 外為サービスにおける決済用口座および照会対象口座の届出

- (1) 外為決済用口座
 - ① 外為サービスの利用申込に際しては、契約者は、外為取引における決済対象口座(外為サービスの利用に際し、仕向送金代り金を引き落とす口座、被仕向送金を入金する口座、外貨預金

振替代り金を引き落とす口座および入金する口座、ならびに、外為サービスにかかる手数料および諸費用を引き落とす口座をいいます、以下「外為決済用口座」といいます)を当行所定の様式により届け出るものとします。

- ② 契約者が外為決済用口座として指定することができる預金口座は、当行の国内本支店における預金口座のうち当行が認めたものに限るものとします。なお、契約者と異なる法人の名義の口座を外為決済用口座に指定する場合には、別途、当行所定の様式により届け出るものとします。
 - ③ 外為サービスを利用した外為取引においては、外為決済口座への入金または外為決済用口座からの引落としては、(i)当該外為取引において指定される外為取引対象お客さま番号(CIF)により特定されるお客さまと(ii)当該外為決済用口座の名義人が一致する場合に限り行うことができます。
 - ④ 契約者は、外為決済用口座を解約する場合は、外為決済用口座の指定の解除の届出をしたうえで、当該届出に基づき当行が指定の解除をした営業日の翌営業日以降に行うものとします。
- (2) 外貨預金照会対象口座
外為サービスの利用申込に際しては、契約者は外貨預金照会対象口座(外為サービスの利用に際し、当該口座にかかる取引情報を参照する外貨預金口座をいいます、以下「外貨預金照会対象口座」といいます)を当行所定の様式により当行に届け出るものとします。なお、契約者と異なる法人の名義の口座を外貨預金照会対象口座に指定する場合には、別途、当行所定の様式により届け出るものとします。

5. 国内取引における決済用口座、委託者コードおよび照会対象口座の届出

- (1) 国内取引決済用口座
第21条第1項に定めるサービス(以下「振込・振替サービス」といいます)または第21条第4項に定めるサービス(以下「Pay-easy(ペイジー)税金・料金払込サービス」といいます)の利用申込に際しては、契約者は、振込・振替サービスまたはPay-easy(ペイジー)税金・料金払込サービスにおける決済用口座(振込・振替サービスの利用に関し、振込・振替代り金および振込・振替にかかる振込手数料の引落を行う口座、またはPay-easy(ペイジー)税金・料金払込サービスの利用に関し、払込み代り金の引落を行う口座をいいます、以下「国内取引決済用口座」といいます)を当行所定の様式により届け出るものとします。
契約者が国内取引決済用口座として指定することができる預金口座は、当行の国内本支店における預金口座のうち当行が認めたものに限るものとします。なお、契約者と異なる法人の名義の口座を国内取引決済用口座に指定する場合には、別途、当行所定の様式により届け出るものとします。
契約者は、国内取引決済用口座を解約する場合は、国内取引決済用口座の指定の解除の届出をしたうえで、当該届出に基づき当行が指定の解除をした営業日の翌営業日以降に行うものとします。
- (2) 振込代り金引落口座
第21条第2項に定めるサービス(以下「総合振込、給与・賞与振込サービス」といいます)の利用申込に際しては、契約者は、総合振込、給与・賞与振込サービスにおける振込代り金引落口座(総合振込、給与・賞与振込サービスの利用に関し、第21条第2項(1)①(i)に定める総合振込および第21条第2項(1)①(ii)に定める給与・賞与振込にかかる振込・振替代り金および総合振込にかかる振込手数料の引落を行う口座をいいます、以下「振込代り金引落口座」といいます)を当行所定の様式により届け出るものとします。
契約者が振込代り金引落口座として指定することができる預金口座は、当行の国内本支店における預金口座のうち当行が認めたものに限るものとします。なお、契約者と異なる法人の名義の口座を振込代り金引落口座に指定する場合には、別途、当行所定の様式により届け出るものとします。
- (3) 納付代り金引落口座および納付手数料引落口座
第21条第3項に定めるサービス(以下「個人住民税一括納付サービス」といいます)の利用申込に際しては、契約者は、個人住民税一括納付サービスにおける納付代り金の引落を行う口座(以下「納付代り金引落口座」といいます)、および個人住民税一括納付サービスにかかる手数料(以下「納付手数料」といいます)の引落を行う口座(以下「納付手数料引落口座」といいます)を当行所定の様式により届け出るものとします。
契約者が納付代り金引落口座または納付手数料引落口座として指定することができる預金口座は、当行の国内本支店における預金口座のうち当行が認めたものに限るものとします。なお、契約者と異なる法人の名義の口座を納付代り金引落口座または納付手数料引落口座に指定する場合には、別途、当行所定の様式により届け出るものとします。
- (4) 委託者コード
 - ① 本規定において、「委託者コード」とは、総合振込、給与・賞与振込、個人住民税一括納付および口座振替の取引が当行所定の方法により行われる場合に使用されるコードであって、当該取引の委託者に対して当行が割り当て、振込代り金その他の

当該取引において必要となる代り金を引き落とす口座として使用される預金口座としてあらかじめ当行に届け出られた預金口座と関連付けされたうえで、委託者が当該取引を行うにあたって、当行所定の方法により当行に提示する必要があるものをいいます。本規定において「委託者コード消滅処理」とは、委託者コードの使用が将来にわたり行われなくするための処理をいいます。

- ② 総合振込、給与・賞与振込サービスおよび個人住民税一括納付サービスの利用申込に際しては、契約者は、当行所定の様式により、総合振込、給与・賞与振込サービスおよび個人住民税一括納付サービスを利用して行われる取引に使用される委託者コードの割り当てを受けるとともに、当行所定の事項を当行所定の様式により届け出るとします。
- ③ 振込代り金引落口座もしくは納付代り金引落口座が解約された場合、または総合振込、給与・賞与振込サービスもしくは個人住民税一括納付サービスが解約された場合、当行は、当該振込代り金引落口座または納付代り金引落口座と関連付けされた委託者コードについて委託者コード消滅処理を行います。

(5) 国内取引照会対象口座

国内取引サービスの利用申込に際しては、契約者は、照会対象口座（国内取引サービスの利用に際し、当該口座にかかる取引情報を参照する口座をいいます。以下「国内取引照会対象口座」といいます）を当行所定の様式により当行に届け出るとします。なお、契約者と異なる法人の名義の口座を国内取引照会対象口座に指定する場合には、別途、当行所定の様式により届け出るとします。

6. でんさいネットサービス利用口座、でんさい手数料引落口座の届出

- (1) でんさいネットサービスの利用申込に際しては、契約者は、株式会社全銀電子債権ネットワークを電子債権記録機関とする電子記録債権（以下単に「電子記録債権」といいます）に関し自らがその債権者であるときの債権者口座として利用し、自らがその債務者であるときの債務者口座として利用する口座（以下「でんさいネットサービス利用口座」といいます）ならびにでんさいネットサービスの利用に係る手数料（以下「でんさい手数料」といいます）を引き落とす口座（以下「でんさい手数料引落口座」といいます）を、当行所定の様式により届け出るとします。
- (2) 契約者がでんさいネットサービス利用口座として指定することができる預金口座は、当行の国内本支店における当座預金口座のうち当行が認めたものに限るとします。ただし、債権者利用限定特約が締結される場合は、当行の国内本支店における普通預金口座のうち当行が認めたものを指定することができます。なお、契約者と異なる法人の名義の預金口座をでんさいネットサービス利用口座として指定することはできません。また、でんさいネットサービス利用口座を解約する場合は、契約者は、当該でんさいネットサービス利用口座を債権者口座および債務者口座とする電子記録債権がないことを確認し、でんさいネットサービス利用口座の指定の解除の届出をしたうえで、当該届出に基づき当行がその指定の解除をした営業日の翌営業日以降に行うものとします。
- (3) 契約者がでんさい手数料引落口座として指定することができる預金口座は、当行の国内本支店における当座預金口座および普通預金のうち当行が認めたものに限るとします。なお、契約者と異なる法人の名義の口座をでんさい手数料引落口座に指定する場合には、別途、当行所定の様式により届け出るとします。

7. 申込応諾

当行は、提出された利用申込書および届出の記載内容に関して不備のないことを確認の上、申込に対して承諾する場合には、本規定第3条第1項に定める管理者に対し、契約者の「契約番号」および「証明書取得用パスワード」を記載した「ご登録完了報告書」等必要な書類を送付します。ご登録完了報告書等の書類送付先は、原則、申込口座の届出住所とします。なお、契約者が申込をした場合でも、当行の判断によりこれに承諾ができない場合があるほか、承諾する場合でも、一部のサービスについて利用を認めない等の条件を付して承諾する場合があります。

8. 不備のある場合

契約者が提出する利用申込書および届出の記載に不備がある場合には、改めて利用申込書および届出の提出を要するものとします。この場合、すでに提出された記載に不備のある利用申込書および届出の返送・廃棄等の処理については、当行の判断により行うものとします。

第3条 管理者および利用者の届出と届出内容の変更

1. 管理者届出

契約者は、本サービスの利用に關しての契約者における責任者（以下「管理者」といいます）および管理者に関する事項として当行所定の事項を、利用申込書により当行に届け出るとします。

2. 利用者届出

管理者は、本サービスの利用に關する権限を一定の範囲で付与する者（以下「利用者」といいます）および利用者に関する事項として当行所定の事項を、当行所定の方法により届け出るとします。

3. 管理者の変更および届出内容の変更

管理者を変更する場合および管理者に關する届出内容を変更する場合は、当行所定の方法に基づき、速やかに当行に届け出るとします。

4. 利用者の変更および届出内容の変更

利用者を変更する場合および利用者に關する届出内容を変更する場合は、当行所定の方法に基づき、管理者が当行に届け出るとします。

第4条 本サービスの利用

1. 利用環境

本サービスの利用は、当行所定の環境を備えた端末を占有・管理する契約者に限ることとし、契約者は自己の費用、負担および責任により本サービスを利用するために必要な全ての機器、ソフトウェア等の準備およびインターネットへのアクセス等の環境整備をする必要があります。

ただし、当行所定の環境が備わっていても、契約者固有の設定がなされている場合その他の事情により、本サービスを利用できないことがあります。

2. サービス取扱日・取扱時間・受付時限

- (1) 本サービスの取扱日・取扱時間は、当行所定の取扱日・取扱時間とします。なお、当行は、この取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。
- (2) 本サービスを利用した取引の依頼を当行所定の時限（以下「受付時限」といいます）までに受け付けた場合、当行は当該依頼を受け付けた日が終了するまでに、当該依頼において指定された日に依頼された取引を実行するために必要な処理を行うものとし、当行は受付時限までに当該処理を完了させる義務を負いません。また、この場合でも、本規定の各条項により当行が当該処理を行うことができない場合があります。

3. EB手数料

- (1) 契約者は、本サービス（でんさいネットサービスを除きます。以下本項（「3. EB手数料」の項）において同じ。）の利用にあたって、当行に対し、以下の手数料（以下「EB手数料」といいます）のほか、本規定で別に定める手数料を、当行所定の日に当行所定の金額を支払うものとします。EB手数料は、普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、契約者から預金通帳、払戻請求書、小切手またはキャッシュカードの提出を受けることなく、契約者が利用申込書によって当行に届け出た手数料引落口座から当行が自動的に引き落とす方法により支払うものとし、この場合、領収書等は発行しないものとします。なお、当行はEB手数料の金額を随時改定することがあります。
 - ① 契約料（本サービスの利用開始時に課金される手数料をいいます。なお、契約料は本サービスの申込内容により金額が異なります。）
 - ② 月額使用料（本サービス利用の対価として課金される月極めの手数料をいいます。なお、月額使用料は、本サービスの申込内容により金額が異なります。）
 - ③ 度数料金（本規定第21条第5項(2)に規定する入金・振込入金照会サービスを利用する場合に、契約者がダウンロードする方法により提供される入出金明細の件数に応じて課金される手数料をいいます）
 - ④ 追加ID管理手数料

(2) 前号のEB手数料のうち、当行所定の月額使用料については、以下の定めを適用するものとします。

- ① 第2条に基づく本サービスの利用申込みにより本サービスを利用することができることとなった日が属する月、または本サービスが解約された日が属する月にかかる月額使用料の金額は、当行所定の金額の全額とし、日割計算は行わないものとします。
- ② 申し込むサービスの変更が行われた日が属する月にかかる月額使用料の金額は、当該変更の前後に申し込まれている本サービスの内容を基準とした月額使用料のうちいずれか高い方の金額の全額とし、日割計算は行わないものとします。ある月において当該変更が2回以上行われた場合は、当該月の月額使用料は、それぞれの変更の前後に申し込まれている本サービスの内容を基準とした月額使用料のうち最も高い金額の全額とし、日割計算は行わないものとします。

4. でんさい手数料

- (1) 契約者は、でんさいネットサービスの利用にあたって、当行に対し、以下のでんさい手数料について、当行所定の日に当行所定の金額を支払うものとします。でんさい手数料は、普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、契約者から預金通帳、払戻請求書、小切手またはキャッシュカードの提出を受けることなく、契約者が利用申込書によって当行に届け出たでんさい手数料引落口座から当行が自動的に引き落とす方法により支払うものとし、この場合、領収書は発行しないものとします。なお、当行はでんさい手数料の金額を随時改定することがあります。
 - ① でんさい発生記録手数料（発生記録の請求を行った件数に応じて課金されます。）
 - ② でんさい譲渡記録手数料（譲渡記録の請求を行った件数に応じて課金されます。）
 - ③ でんさい分割譲渡手数料（分割記録の請求を行った件数に応じて

課金されます。)

- ④ でんさい変更記録手数料(変更記録の請求を行った件数に応じて課金されます。)
 - ⑤ でんさい保証記録手数料(保証記録の請求を行った件数に応じて課金されます。)
 - ⑥ でんさい入金手数料(契約者を債権者とする電子記録債権の支払期日における入金の場合に応じて課金されます。)
 - ⑦ でんさいその他手数料(支払等記録)(口座間送金決済によらない支払等記録の請求を行った件数に応じて課金されます。)
- (2) 契約者は、でんさいネットサービスの利用にあたって、当行に対し、(1)に掲げる手数料以外の当行所定の手数料について、当行所定の日に当行所定の金額を支払うものとします。
- (3) でんさいネットサービスの利用に関する契約が解約された場合において、その後当行に対してでんさいネット業務規程、でんさいネット業務規程細則上認められている開示に係る請求を行う場合には当行所定の金額を支払う必要があることを、契約者は理解しています。

5. 操作マニュアル

契約者は、本サービスの利用に際しては、当行所定の方法により提供する「みずほe-ビジネスサイト操作マニュアル」(以下「操作マニュアル」といいます)を参照し、操作マニュアルに記載された指示に従うものとします。

6. 取引内容の確認

- (1) 契約者は、本サービスを利用して取引を実施した後、本サービスの取引結果照会機能、普通預金通帳の記帳または当座勘定照合表等により取引内容を確認するものとします。
- (2) 前号の確認の結果、万一、取引内容に相違があることが判明したときは、直ちにその旨を当行に連絡するものとします。
- (3) 契約者と当行の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

第5条 本人確認の方法

1. 申込時における管理者情報の届出

契約者は、本サービスの利用申込に際し、管理者が本人であることを確認するための「ユーザーID」、「ログインパスワード」および取引実行時に必要となる「取引実行パスワード」を利用申込書により届け出るものとします。

なお、でんさいネットサービスの利用を開始する場合は、電子記録の請求の際に必要な「承認パスワード」を当行所定の方法に従い届け出るものとします。

2. サービス開始時における管理者用の電子証明書取得と端末インストール

管理者は、「ご登録完了報告書」に記載された「契約番号」および「証明書取得用パスワード」ならびに利用申込書に記載された「ユーザーID」および「ログインパスワード」を用いて電子証明書と秘密鍵を取得・生成し、管理者が利用する端末または第6条の2に基づき当行が貸与する同条第1項(1)に定めるICカード(以下本条において「ICカード」といいます)にインストールするものとします。ただし、「証明書取得用パスワード」は、当行所定の期間内のみ有効とします。

3. 利用者情報登録

管理者は、前項により電子証明書を端末またはICカードにインストールした後、利用者の「ユーザーID」、「ログインパスワード」、「証明書取得用パスワード」および「取引実行パスワード」、「承認パスワード」(「承認パスワード」についてはでんさいネットサービス利用の場合のみ)を当行所定の方法に従い届け出るものとします。

4. サービス開始時における利用者用の電子証明書取得と端末インストール

利用者は、管理者から付与される「証明書取得用パスワード」を用いて電子証明書と秘密鍵を取得・生成し、利用者の端末またはICカードにインストールするものとします。

5. 「ログインパスワード」「取引実行パスワード」の変更

管理者および利用者の「ログインパスワード」および「取引実行パスワード」、「承認パスワード」を変更する場合は、当行所定の方法により届け出るものとします。

6. 電子証明書の有効期間と更新手続

電子証明書には有効期限があるため、契約者は、本サービスを継続して利用するためには、有効期限終了前に当行所定の方法で、電子証明書の更新手続をとるものとします。

7. サービス利用時の本人確認

本サービス利用時の本人確認は、都度、以下の(1)および(2)の方法により行うものとします。契約者が、本サービスを利用して当行所定の取引を実施する際は、以下の(1)および(2)に加えて、(3)の方法により本人確認を行うものとします。

- (1) 管理者または利用者が、端末またはICカードにインストールされた秘密鍵により自動生成される電子メッセージを電子証明書とともに当行に送信し、当行が当該電子証明書を格納されている認証済の公開鍵を用いて当該メッセージを検証すること。
- (2) 管理者または利用者が提示する「契約番号」、「ユーザーID」および「ログインパスワード」が、事前に当行が契約者に付与している「契約

番号」ならびに事前に当行が届出を受けている「ユーザーID」および「ログインパスワード」と一致していることを確認すること。

- (3) 管理者または利用者が提示する「取引実行パスワード」、「承認パスワード」が、事前に届出を受けている「取引実行パスワード」、「承認パスワード」と一致していることを確認すること(「承認パスワード」についてはでんさいネットサービス利用の場合のみ)。

8. 「契約番号」、「ユーザーID」、「パスワード」、「電子証明書」、「秘密鍵」、「ICカード」等の管理

- (1) 「契約番号」、「ユーザーID」、「ログインパスワード」、「証明書取得用パスワード」、「取引実行パスワード」、「承認パスワード」、「電子証明書」、「秘密鍵」、「端末」、「ICカード」ICカードリーダー、「PIN」(以下本条において「PIN」といいます)その他本サービスの利用に必要な全ての情報および機器等については、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、契約者は、「契約番号」、「ユーザーID」、「ログインパスワード」、「証明書取得用パスワード」、「取引実行パスワード」、「承認パスワード」、「電子証明書」、「秘密鍵」、「PIN」を第三者に一切開示しないものとします。
- (2) 管理者の「ユーザーID」、「ログインパスワード」、「証明書取得用パスワード」、「取引実行パスワード」、「承認パスワード」、「電子証明書」、「秘密鍵」、「端末」、「ICカード」ICカードリーダー、「PIN」その他の情報および機器等につき失念、紛失、破損した場合もしくは盗難に遭った場合、または偽造、変造、盗用その他不正使用の恐れがある場合、管理者は、それらの変更の届出を行う等当行所定の手続を直ちに取るものとします。
- (3) 利用者の「ユーザーID」、「ログインパスワード」、「証明書取得用パスワード」、「取引実行パスワード」、「承認パスワード」、「電子証明書」、「秘密鍵」、「端末」、「ICカード」ICカードリーダー、「PIN」その他の情報および機器等につき、失念、紛失、破損した場合もしくは盗難に遭った場合、または偽造、変造、盗用その他不正使用の恐れがある場合は、管理者は、変更の手続を行うものとします。

9. パスワード利用の一時停止と利用再開手続

本サービス利用に当たり、届出と異なる「ログインパスワード」、「取引実行パスワード」または「証明書取得用パスワード」が、当行所定の回数を連続して入力された場合、その他当行において不正使用の恐れがあると認める合理的事情がある場合は、当行は契約者に事前に通知することなく、当該パスワードを利用する「ユーザーID」の利用を停止します。利用を停止された「ユーザーID」の利用を再開するためには、管理者用パスワードの場合は、当行に連絡の上、当行所定の手続をとるものと、利用者用パスワードの場合は、管理者が対応するものとします。

また、でんさいネットサービス利用にあたり、届出と異なる「承認パスワード」が当行所定の回数を連続して入力された場合、その他当行において不正使用の恐れがあると認める合理的事情がある場合は、当行は契約者に事前に通知することなく、当該パスワードを使用して行われる電子記録の請求等について、受付を停止します。

第6条 電子証明書の発行

当行は、本サービスの提供に係る業務のうち電子証明書の発行に関する業務を自己の責任において当行所定の電子認証事業者(以下「電子認証事業者」といいます)を用いて行います。発行に当たっては、業務に必要な範囲内で、契約者に関する情報を、電子認証事業者に開示できるものとします。

第6条の2 ICカード

1. 申込

- (1) 契約者(2019年1月20日以前に、当行から本号に定める「ICカード」の貸与を受けている者に限るものとし、以下本条において同様とします。)は、電子証明書および秘密鍵を端末ではなく外部記憶媒体へ格納することを希望する場合は、当行所定の方法により申し込むことにより、当行から電子証明書および秘密鍵の格納が可能なICチップ搭載カード(以下「ICカード」といいます)の貸与を受けることができるものとします。
- (2) 当行が契約者にICカードを貸与する場合、ICカードに加えて、ICカードを読み取るための専用ICカードリーダー(以下、「ICカードリーダー」といいます)も併せて貸与することができます。
- (3) 契約者は、ICカードの利用にあたって、ICカードとICカードリーダーのセット(以下、「ICカードセット」といいます)もしくは、ICカードのみ(以下、「ICカード(単体)」といいますが)のいずれかを選択して申込を行うものとします。申込に際し、契約者は業務上合理的に必要な範囲で希望するICカードセットの数量、ICカード(単体)の枚数を指定するものとします。
- (4) 契約者が、ICカードセットを当行所定のセット数以上申し込む場合には、ICカード利用料として、当行所定の金額を当行所定の日に支払うものとします。当行はICカード利用料の発生条件、金額または支払日を随時改定することがあります。
- (5) ICカード利用料は、普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、契約者から預金通帳、払戻請求書、小切手またはキャッシュカードの提出を受けることなく、契約者が届け出たICカード利用料の引落口座(以下

「ICカード利用料引落口座」といいます)から当行が自動的に引き落とす方法により支払うものとし、この場合、領収書等は発行しないものとします。契約者がICカード利用料引落口座として指定することができる預金口座は、当行の国内本支店における預金口座のうち当行が認められたものに限るものとします。

なお、契約者と異なる名義の法人の預金口座をICカード利用料引落口座として指定する場合には、別途当行所定の様式により届け出るものとします。

- (6) 契約者は、ICカードセットまたはICカード(単体)の契約者への発送業務を委託する第三者に対し、当該業務に必要な範囲で契約者に関する情報を提供することについて異議を唱えないものとします。

2. ICカードの利用開始

契約者は、ICカードセットまたはICカード(単体)を受領後、ICカードを利用する者(以下「ICカード利用者」といいます)に対しICカードを配布し、ICカード利用者は、ICカードに同封する設定マニュアル等の記載に従い、以下の作業を行うものとします。

- ① ICカードリーダーのセットアップ
- ② ICカード用ドライバーのインストール
- ③ ICカードに格納された電子証明書に対応する秘密鍵の使用およびICカード利用のために必要な暗証番号(Personal Identification Number、以下「PIN」といいます)について、受領したICカードにあらかじめ初期設定された「PIN」の変更
- ④ 電子証明書および秘密鍵のICカードでの取得・生成

3. ICカード等の管理

- (1) ICカード利用者は、ICカードおよび「PIN」を自ら管理するものとします。
- (2) ICカード利用者が設定したものと異なる「PIN」が当行所定の回数を連続して入力された場合、「PIN」がロックされ、ICカードが一時的に使用できなくなります。この場合、ICカード利用者は自ら「ICカード」の初期化を行い、「PIN」の再設定を行うものとします。なお、「ICカード」の初期化を行った場合、取得した電子証明書は全て無効となるため、電子証明書を再取得する必要があります。
- (3) 第1項(5)によるICカード利用料の支払いが行われない場合、ICカードが使用できなくなります。

4. 再発行

破損等によりICカードまたはICカードリーダー(当行から貸与した機種に限られます)の交換が必要な場合、破損等をしたICカードまたはICカードリーダーを返却した上で、当行所定の方法により申し込むものとする。ただし、破損等をしたICカードまたはICカードリーダーの返却が無い場合は、当行はICカードまたはICカードリーダーも交換を行わないことができないものとします。

5. ICカードの返却

契約者は、本サービスの利用に関する契約の解約その他の理由によりICカードの全部または一部を使用しなくなった場合、当行所定の手続に従い、使用しなくなったICカード、ICカードリーダーを速やかに当行へ返却するものとします。

返却しない場合、契約者は貸与されたICカードを裁断する等使用不能な状態にした上で廃棄するものとします。また、ICカードリーダーについては、契約者の責任において廃棄するものとします。

6. 2014年9月以前に配布したICカードの取扱

- (1) 2014年9月以前に当行から貸与したICカードおよびICカードリーダー(以下「旧ICカードセット」といいます)を利用している契約者については、当行より発行済のセット数と同数の新しいICカードセットを無償で配布します。
- (2) 旧ICカードセットは、電子証明書の有効期間内であれば引き続き利用可能です。電子証明書の有効期間を経過した場合、2014年10月20日以降、旧ICカードセットでは電子証明書の更新を行うことができないため、前項にて配布したICカードセットで改めて電子証明書の取得を行うこととします。
- (3) 旧ICカードセットを利用している契約者については、旧ICカードセットの利用数の範囲内であれば、第1項(4)の規定に関わらず、追加のICカード手数料を支払う必要はないものとします。ただし旧ICカードセットの利用数に追加する形で、ICカードセットを申し込む場合は、第1項(4)の規定に応じて所定の手数料を支払うものとします。
- (4) 本項(1)で配布したICカードセットで電子証明書取得した後、不要となった旧ICカードセットについては、当行へ返却するか、契約者の責任において廃棄するものとします。

第7条 免責事項等

1. 通信手段の障害等

通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネットもしくはコンピュータ等の障害、または回線の不通もしくは混雑等により、本サービスの利用が不能となる場合、または本サービスの取扱が遅延となる場合があります。それにより生じた損害について、当行(以下本条において電子認証事業者を含む)の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

2. 本人確認手段の不正使用等

本規定第5条に定める本人確認手続を経た後に行われた本サービスの利用に係る一切の行為について、当行は契約者本人による行為とみ

なし、「契約番号」、「ユーザーID」、「ログインパスワード」、「証明書取得用パスワード」、「取引実行パスワード」、「承認パスワード」、「電子証明書」、「秘密鍵」、「端末」、「ICカードセット」に含まれる機器等、「PIN」、「PUK」その他の情報・機器等について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

加えて、「ログインパスワード継続機能」を利用して「ログインパスワード」の強制変更条件を緩和する場合および「管理者IDメンテナンス機能」を利用して管理者の「ログインパスワード」再発行等を契約者自身で行う場合は、付随するリスクを十分認識の上申込を行うこととし、それに伴う不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

3. 通信経路における取引情報の漏洩等

公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等、当行の責めによらない事由により、「ユーザーID」、「ログインパスワード」、「証明書取得用パスワード」、「取引実行パスワード」、「承認パスワード」、「電子証明書」、「秘密鍵」、「PIN」、「PUK」その他の本人確認に必要な情報および当行と契約者との取引に関する情報等が漏洩しても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

4. 印鑑照合

契約者が当行に提出した書面等の印影を、当行が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合は、それらの書面または印影につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

5. 情報の開示

法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられる場合(当局検査を含みます)、当行は契約者の承諾なくして当該法令、規則、行政庁の命令等の定める手続に基づいて当該情報を開示することがあります。当該情報を開示したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

6. 情報の利用

当行は、本サービスによって取得した契約者の情報および株式会社全銀電子債権ネットワークから取得した契約者の情報について、契約者に対する営業活動その他契約者との間の他の取引等のために利用できるものとします。

7. その他

- (1) 当行は、契約者に対して、本サービスの利用が妨げられないこと、障害が発生しないことを保証するものではありません。
- (2) 当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことにより発生した損害等については、契約者が一切の責任を負うものとし、当行は責任を負いません。当行の責めに帰すべき事由がある場合における当行の損害賠償責任は、当該事由に起因する直接損害に限るものとし、いかなる場合であっても、間接損害、特別損害、付随損害その他の直接損害以外の一切の損害について賠償の責任を負わないものとします。
- (3) 契約者が本サービスを契約者自身が占有・管理する端末により利用しなかったことによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (4) 災害、事変、裁判所等公的機関の措置または通信業者その他の第三者の行為等、その他当行の責めによらない事由によって、当行が本サービスの提供を行うことができなかった場合、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。災害等により当行が本サービスの提供を行うことができなくなった後に本サービスの提供を再開した場合において、本サービスに基づき当行が提供する情報が既に行われた取引を反映していないとき、または契約者が当行に送信したデータが受け付けられていないとき、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (5) 当行が契約者に対して行う電子メールによる通知および案内は、契約者が予め当行に届け出た電子メールアドレス宛に、当行が電子メールを送信した時点で通常到達したものとみなします。なお、でんさいネットサービスの利用に関しては、契約者がでんさいネットサービスに関して初回のログインをしないと契約者が予め当行に届け出た電子メールアドレスの反映が完了しないため、契約者は、利用開始日以降、速やかに初回のログインを行い、正しく電子メールを受け取れる設定を整えるものとします。
- (6) 本サービスにおいて、契約者からの照会に基づき当行が提供した情報の内容について誤りがあった場合、当行が提供した情報の内容を変更もしくは取り消した場合、情報の提供がなされなかった場合または情報の提供が遅れた場合、そのために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

第8条 届出事項の変更等

1. 連絡先の届出

当行は契約者に対し、本サービスの利用内容等について通知・照会・確認を行うことがあります。その場合、契約者が当行所定の方法により予め当行に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレスのうちいずれかを連絡先とします。

2. 届出事項の変更

届出事項に変更がある場合および届出の印章を紛失した場合、契約者は、直ちに当行所定の方法により当行に届け出るものとします。契約者が届出を怠ったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

3. 変更事項の届出がない場合の取扱

当行が本条第1項に定める連絡先に通知、照会もしくは確認を発信もしくは発送し、または書類を発送した場合には、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

る場合は、当該外国の法令、制度または通信事情等につき事前に確認するものとします。外国の法令、制度または通信事情等により、契約者が本サービスを利用したことに伴い損害が生じた場合であっても、当行は責任を負いません。

2. 海外の国の法令、制度または通信事情等により、特定地域で本サービスが利用できなくなった場合、当行は、本サービスの全部または一部の利用停止または解約をすることができるものとします。

第9条 解約等

1. 当事者の都合による解約

本サービスの利用に関する契約(以下「本利用契約」といいます)は、当事者の一方の都合で、相手方へ通知することによりいつでも解約することができます。ただし、契約者の都合により解約する場合は、当行所定の書面により当行に通知するものとします。この場合、契約者は解約と同時に、当行に対して未払手数料を支払うものとします。

2. 解約の効力

(1)前項の場合、当行の都合による解約の効力は、当行所定の方法により当行が解約手続を完了したとき、契約者の都合による解約の効力は、前項の書面を当行が受け付けたうえ、当行所定の方法により当行が解約手続を完了したときに生じるものとします。なお、前項の通知後であっても直ちに解約の効力が生じないことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2)前号前段の規定にかかわらず、でんさいネットサービスの利用がある場合は、解約の効力は、契約者からする解約については本規定に係る電子記録債権の全部が消滅したことを当行が確認したときに生ずるものとし、当行からする解約については契約者に対し通知する解除日に生ずるものとします。

3. 申込口座の解約

申込口座が解約された場合には、本利用契約(でんさいネットサービスに係る部分を除きます)も解約されたものとみなします。

4. 本サービスの利用停止

(1)契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じた場合は、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービス(でんさいネットサービスを除きます。以下本号において同じ)の全部または一部の利用を停止することができるものとします。

①次項各号に定める事由が発生した場合

②①に定めるほか、当行が本サービスの利用停止を必要と判断する相当の事由が生じた場合

(2)でんさいネットサービスのうち、第22条第3項(1)①に定めるサービスの利用の停止については、本規定に定めるもののほか、でんさいネット業務規程およびでんさいネット業務規程細則の定めによります。

(3)でんさいネットサービスのうち、第22条第3項(1)②に定めるサービスの利用の停止については、本規定に定めるところによります。

5. 本サービスの強制解約

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも本利用契約(でんさいネットサービスに係る部分を除きます)を解約することができるものとします(なお、本利用契約のうちでんさいネットサービスに係る部分の解約は本条第1項の規定によります)。この場合、契約者への通知の到着のいかににかかわらず、当行が解約の通知を契約者の予め届け出た住所へ発信した時に本利用契約は解約されたものとし、未払手数料は解約と同時にまたは当行所定の日に引き落とします。

(1)支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他これらに類似する倒産手続(今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続および外国法に基づく倒産手続を含む)開始の申立てがあった場合

(2)契約者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があった場合

(3)前2号のほか、契約者の信用状態に重大な変化が生じたときと当行が判断した場合

(4)解散その他営業活動を休止した場合

(5)本規定第4条第3項に定めるEB手数料等の本利用契約に係る債務を2カ月連続して支払わなかった場合

(6)本規定に定める届出(変更の届出を含みます)につき、届出または記載の懈怠があった場合または記載内容に虚偽の内容があることが判明した場合

(7)契約者が不正な取引を行ったときと当行が判断した場合

(8)規定、銀行取引約定書その他契約者が当行との間に締結している約定・契約に違反した場合等当行が解約を必要と判断する事由が生じた場合

6. 免責

本条の規定に基づき本サービスの利用が停止された場合または本利用契約が解約された場合、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

第10条 海外からの利用

1. 本サービスは、海外からは、外国の法令、制度または通信事情等により、利用できない場合があります。契約者は、本サービスを海外から利用す

第11条 サービスの停止および廃止

当行は、契約者に対して90日前に事前に通知することをもって、本サービスを停止または廃止することができます。ただし、緊急を要する場合その他のやむをえない理由がある場合は、当行はこの期間を短縮できるものとします。本条に基づき当行が本サービスを停止または廃止した場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、当行に対してその賠償の請求は行わないものとします。

第12条 規定等の準用

本規定に定めのない事項については、契約者が当行との間で別に締結している銀行取引約定書、外国送金取引規定、外国向為替手形取引約定書、信用状取引約定書、輸出為替手形取立規定、外国為替予約取引約定書、当座勘定貸越約定書、普通預金規定、当座勘定規定、振込規定、給与振込に関する契約書その他の約定書および規定を適用するものとします。

でんさいネットサービスに関しては、本規定に定めのない事項については、でんさいネット業務規程、でんさいネット業務規程細則の規定を適用するものとします。

第13条 規定の変更

当行が必要と判断した場合には、当行は、契約者に対して当行ウェブサイト上で変更内容を告知することにより、本規定の内容を変更することができるものとします。この場合、変更日以降は、契約者の同意の有無にかかわらず、変更後の規定を適用するものとします。契約者は、変更内容に同意しない場合には、その旨を当行に通知するものとします。当行は、変更日から7日以内に契約者から変更不同意の旨の通知を受領しない場合には、契約者が変更内容に同意したものとみなします。また、変更不同意の旨の通知があった場合には、当行は契約者に対して事前に通知することなく、本利用契約を解約できるものとします。

第14条 権利・義務の譲渡・買入の禁止

契約者は、本利用契約上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、買入その他の処分をしてはならないものとします。

第15条 秘密保持

契約者は、本サービスの利用により知り得た当行の情報を第三者に漏洩しないものとします。

第16条 準拠法と管轄

本規定は日本の法律に準拠し、日本の法律に基づき解釈されるものとします。本規定に係る事項に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第17条 顧客情報の取り扱い

本サービスの利用に関し、当行は契約者の情報を本サービスの提供に必要な範囲に限り、当行の関連会社、代理人、またはその他の第三者に処理させることができるものとします。

また、当行は、法令、裁判手続その他法的手続、または監督官庁により、契約者の情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

第18条 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

契約者(法人の場合には、その役員等を含みます。以下同じ。)が、本条(1)①から⑤までのいずれかに該当し、もしくは本条(2)①から⑤までのいずれかに該当する行為をし、または本条(1)にともづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本サービスの利用が停止され、または通知により本利用契約が解約されても異議を申しません。

なお、これにより契約者に損害が生じた場合でも、当行に損害賠償請求することはせず、一切契約者の責任とします。また、これにより当行に損害を生じさせた場合には、契約者はその損害額を支払います。

- (1)契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど関与していると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2)契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

第19条 外為サービス

本サービスにより契約者が利用できる外為サービスには、以下のサービスがあり、当該サービスについては本条の各規定が適用されるものとします。

1. 仕向送金サービス

(1)仕向送金依頼

- ① 当サービスの内容は、以下のとおりです。
 - (i) 契約者が、契約者の端末から当行所定のフォーマットにて作成されたデータを送信することにより、仕向送金の依頼(以下「仕向送金依頼」といいます)を行い、当行が受け付けます。
 - (ii) 契約者の照会に基づいて、仕向送金依頼の明細情報を提供します。
- ② 当サービスを利用した仕向送金依頼にあたっては、あらかじめ「1日あたりの取扱限度額」および「1回あたりの取扱限度額」を当行所定の方法により届け出るものとします。ただし、これらの金額は当行所定の金額の範囲内とします。
- ③ 当サービスを利用した仕向送金依頼は、当行所定の時限までに受け付けたものを、当日に受け付けたものとして取り扱うものとします。当行所定の時限を過ぎて受け付けたものについては、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、営業日とは、日本国内における当行の本支店が営業している日をいいます。
- ④ 仕向送金依頼については、仕向地、取扱通貨および相場種類等ごとに当行所定の受付時限があります。当該受付時限を過ぎて受け付けた仕向送金依頼については、⑤により依頼内容が確定したものであっても、当行は取り扱いません。
- ⑤ 当行は、契約者の端末の画面に仕向送金依頼内容を表示する方法により仕向送金依頼内容を契約者に確認します。契約者はその内容が正当か否かを確認のうえ、契約者の端末の画面に表示される確定ボタンをクリックすること等当行所定の方法で仕向送金依頼内容の確定を当行に通知します。当行が仕向送金依頼内容の確定の通知を正当なものとした時点で、仕向送金依頼内容が確定するものとします。
- ⑥ 確定した依頼内容に従って当行が手続を実行した場合は、依頼内容に誤りがあった場合でも、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。
- ⑦ 当サービスに基づく送金代り金、仕向送金取引にかかる所定の手数料および諸費用は、普通預金規定、当座勘定規定、外貨普通預金規定にかかわらず、契約者から預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、外為決済用口座から自動的に引き落とす方法により支払うものとします。この場合の外為決済用口座は、仕向送金の依頼において指定された外為取引対象お客さま番号(CIF)により特定される当行の本支店に依頼人が保有するものに限りです。
- ⑧ 依頼内容が確定した後に依頼の変更または取消をする場合は、直ちに当行に電話で連絡するとともに、当行所定の依頼書によりファクシミリにて変更、取消の依頼をするものとします。ただし、確定した依頼内容に従って当行が送金を実行した後は、依頼の変更・取消を行うことができない場合があり、依頼の変更・取消が行うことができる場合でも当行所定の手続により処理するものとし、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。確定した依頼内容に従って当行が送金を実行する前でも、当行の事情により依頼の変更・取消を行うことができない場合があり、依頼の変更・取消が行うことができる場合でも当行所定の手続により処理するものとし、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。
- ⑨ 以下の場合においては、当行は、仕向送金の手続またはその変更・取消の手続を実行することはできません。当行が手続を行うことができないことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (i) 依頼データが当行の責めに帰すことのできない事由により到達

しなかった場合

- (ii) 依頼の明細が、当行所定の方法に基づかない場合
 - (iii) 当行が仕向送金依頼を受け付けた時点または仕向送金の手続を実行する時点で、指定された外為決済用口座が解約済の場合
 - (iv) 仕向送金実行時に、仕向送金代り金、仕向送金手数料および諸費用の合計金額が指定された外為決済用口座より払い戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます)を超える場合
 - (v) 外国為替及び外国貿易法その他の関係法令、仕向先国情、その他不可抗力により、依頼内容に従って手続を行うことができない場合
 - (vi) その他の理由により、当行が手続を行うことができないと判断した場合
- ⑩ 契約者は、外国為替及び外国貿易法その他の関係法令により、当行經由当局宛に書類を提出する必要がある場合、当行所定の期間内に、当行宛に当該書類を提出するものとします。
- (2)仕向送金取組結果照会
- 当サービスは、電子メールによりまたは契約者の照会に基づいて、契約者が依頼した仕向送金の取組結果にかかる情報を提供するものです。

2. 被仕向送金サービス

(1)被仕向送金到着案内

当サービスは、電子メールによりまたは契約者の照会に基づいて、被仕向送金の到着案内にかかる情報を提供するものです。

(2)被仕向送金入金指示

- ① 当サービスの内容は、以下のとおりです。
 - (i) 契約者が、契約者の端末から当行所定のフォーマットにて作成されたデータを送信することにより、被仕向送金の入金指示(以下「被仕向送金入金指示」といいます)を行い、当行が受け付けます。
 - (ii) 契約者の照会に基づいて、被仕向送金入金指示の明細情報を提供します。
- ② 当サービスを利用した被仕向送金入金指示にあたっては、あらかじめ「1日あたりの取扱限度額」および「1回あたりの取扱限度額」を当行所定の方法により届け出るものとします。ただし、これらの金額は当行所定の金額の範囲内とします。
- ③ 当サービスを利用した被仕向送金入金指示は、当行所定の時限までに受け付けたものを、当日に受け付けたものとして取り扱うものとします。当行所定の時限を過ぎて受け付けたものについては、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、営業日とは、日本国内における当行の本支店が営業している日をいいます。
- ④ 当行は、契約者の端末の画面に被仕向送金入金指示内容を表示する方法により被仕向送金入金指示内容を契約者に確認します。契約者はその内容が正当か否かを確認のうえ、契約者の端末の画面に表示される確定ボタンをクリックすること等当行所定の方法で被仕向送金入金指示内容の確定を当行に通知します。当行が被仕向送金入金指示内容の確定の通知を正当なものとした時点で、被仕向送金入金指示内容が確定するものとします。
- ⑤ 確定した入金指示内容に従って当行が手続を実行した場合は、入金指示内容に誤りがあった場合でも、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。
- ⑥ 当サービスに基づく被仕向送金の入金については、外為決済用口座への入金により行うものとします。なお、この場合の外為決済用口座は、当該被仕向送金の到着案内を受けた当行の本支店と同一の本支店に受取人が保有するものに限りです。
- ⑦ 当サービスに基づく被仕向送金取引にかかる所定の手数料および諸費用は、普通預金規定、当座勘定規定、外貨普通預金規定にかかわらず、契約者から預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、外為決済用口座から自動的に引き落とす方法により支払うものとします。
- ⑧ 入金指示内容が確定した後に入金指示の変更または取消をする場合は、直ちに当行に電話で連絡するとともに、当行所定の依頼書によりファクシミリにて変更、取消の依頼をするものとします。ただし、確定した入金指示内容に従って当行が入金を実行した後は、入金指示の変更・取消を行うことができない場合があり、入金指示の変更・取消が行うことができる場合でも当行所定の手続により処理するものとし、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。確定した入金指示内容に従って当行が入金を実行する前でも、当行の事情により入金指示の変更・取消を行うことができない場合があり、入金指示の変更・取消が行うことができる場合でも当行所定の手続により処理するものとし、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。
- ⑨ 以下の場合においては、当行は、被仕向送金の入金にかかる手続またはその変更・取消の手続を実行することはできません。当行が手続を行うことができないことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (i) 入金指示データが当行の責めに帰すことのできない事由により到達しなかった場合
 - (ii) 入金指示の明細が、当行所定の方法に基づかない場合

- (iii) 当行が被仕向送金入金指示を受け付けた時点または被仕向送金の入金手続を実行する時点で、指定された外為決済用口座が解約済の場合
- (iv) 被仕向送金入金時に、被仕向送金手数料および諸費用の合計金額が指定された外為決済用口座より払い戻すことのできる金額(被仕向送金の入金額および当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます)を超える場合
- (v) 外国為替及び外国貿易法その他の関係法令、その他不可抗力により、依頼内容に従って手続を行うことができない場合
- (vi) その他の理由により、当行が手続を行うことができないと判断した場合

⑩ 契約者は、外国為替及び外国貿易法その他の関係法令により、当行經由当局宛に書類を提出する必要がある場合、当行所定の期間内に、当行宛に当該書類を提出するものとします。

(3) 被仕向送金入金結果照会

当サービスは、電子メールによりまたは契約者の照会に基づいて、被仕向送金の入金結果にかかる情報を提供するものです。

3. 輸出サービス

(1) 輸出信用状到着案内

当サービスは、電子メールによりまたは契約者の照会に基づいて、輸出信用状にかかる情報を提供するものです。ただし、当サービスにより当行が提供する情報は、輸出信用状の発行、ブレードパイス、条件変更にかかる情報とします。なお、当サービスを利用した場合であっても、輸出信用状の原本は、当行より別途通知する書類の輸出信用状とします。輸出信用状の原本上の情報と当サービスにより当行が提供した情報の内容が異なる場合、輸出信用状の原本上の情報が優先されるものとします。

(2) 輸出手形買取照会

当サービスは、電子メールによりまたは契約者の照会に基づいて、輸出手形買取にかかる情報を提供するものです。

(3) 輸出手形取立入金照会

当サービスは、電子メールによりまたは契約者の照会に基づいて、輸出手形取立入金にかかる情報を提供するものです。

(4) 輸出手形経過情報照会

当サービスは、電子メールによりまたは契約者の照会に基づいて、輸出手形の引受・決済にかかる情報を提供するものです。

(5) 輸出依頼書作成

① 当サービスは、契約者が契約者の端末から必要な情報を入力することにより、当該必要な情報が記載された当行制定の輸出為替取立依頼書もしくは輸出為替買取依頼書(以下あわせて「輸出依頼書」といいます)または契約者の輸出取引にかかる荷為替手形の用紙(以下「荷為替手形用紙」といいます)の電子媒体の作成を可能とする機能を契約者に提供するものです。また、当行は、契約者の照会に基づいて、輸出依頼書または荷為替手形を作成するために契約者が契約者の端末から入力する必要がある情報を提供します。

② 当サービスにより輸出依頼書または荷為替手形用紙の作成が行われることは、当行が契約者から輸出為替取立依頼または輸出為替買取依頼を受け付けたことを意味するものではなく、契約者が当行に対して輸出為替取立依頼または輸出為替買取依頼をするためには、当該電子媒体を印刷した用紙に契約者が署名または記名捺印をし、当行所定の書類を添付したうえで当行に提出することを要します。

③ 当サービスにより作成された輸出依頼書または荷為替手形用紙を使用して行われた輸出為替取立依頼または輸出為替買取依頼にかかる取引において、契約者の預金口座への入金が必要となるときは、外為決済用口座の届出の有無にかかわらず、当行は、輸出依頼書において指定された契約者名義の口座へ入金します。

④ 契約者は、外国為替及び外国貿易法その他の関係法令により、当行經由当局宛に書類を提出する必要がある場合、当行所定の期間内に、当行宛に当該書類を提出するものとします。

4. 輸入サービス

(1) 輸入信用状発行・条件変更依頼

① 当サービスの内容は、以下のとおりです。

- (i) 契約者が、契約者の端末から当行所定のフォーマットにて作成されたデータを送信することにより、輸入信用状の発行の依頼および輸入信用状条件変更の依頼(以下「輸入信用状発行・条件変更依頼」といいます)を行い、当行が受け付けます。
- (ii) 電子メールによりまたは契約者の照会に基づいて、当行が受け付けた輸入信用状発行・条件変更依頼の採番結果にかかる情報を提供します。
- (iii) 契約者の照会に基づいて、輸入信用状の発行または条件変更の依頼明細の情報を提供します。

② 契約者が複数の外為取引対象お客さま番号(CIF)を届け出ている場合でも、当サービスを利用した輸入信用状発行・条件変更依頼は、一つの外為取引対象お客さま番号(CIF)でのみ行うことができるものとします。

③ 当サービスを利用した輸入信用状発行・条件変更依頼にあたっては、あらかじめ「1日あたりの取扱限度額」および「1回あたりの取扱限度額」を当行所定の方法により届け出るものとします。ただし、

これらの金額は当行所定の金額の範囲内とします。

④ 当サービスを利用した輸入信用状発行・条件変更依頼は、当行所定の時限までに受け付けたものを、当日に受け付けたものとして取り扱うものとします。当行所定の時限を過ぎて受け付けたものについては、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、営業日とは、日本国内における当行の本支店が営業している日をいいます。

⑤ 当行は、契約者の端末の画面に輸入信用状発行・条件変更依頼内容を表示する方法により輸入信用状発行・条件変更依頼内容を契約者に確認します。契約者はその内容が正当か否かを確認のうえ、契約者の端末の画面に表示される確定ボタンをクリックすること等当行所定の方法で輸入信用状発行・条件変更依頼内容の確定を当行に通知します。当行が輸入信用状発行・条件変更依頼内容の確定の通知を正当なものとして受け付けた場合、輸入信用状発行・条件変更依頼内容が確定するものとします。

⑥ 確定した依頼内容に従って当行が手続を実行した場合は、依頼内容に誤りがあった場合でも、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。

⑦ 依頼内容が確定した後依頼の変更または取消をする場合は、直ちに当行に電話で連絡するとともに、当行所定の依頼書によりファクシミリにて変更、取消の依頼をするものとします。ただし、確定した依頼内容に従って当行が手続を実行した後は、依頼の変更・取消はできないものとし、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。

⑧ 以下の場合においては、当行は、輸入信用状の発行・条件変更の手続またはその変更・取消の手続を実行することはできません。当行が手続を行うことができないことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (i) 外国為替及び外国貿易法その他の関係法令、仕向先国情、その他不可抗力により、依頼内容に従って手続を行うことができない場合
- (ii) 依頼の明細が、当行所定の方法に基づかない場合
- (iii) 依頼データが当行の責めに帰すことのできない事由により到達しなかった場合
- (iv) 当行の審査基準に合致しないことその他の理由により、当行が手続を行うことができないと判断した場合。

⑨ 当サービスにかかる所定の手数料および諸費用は、普通預金規定、当座勘定規定および外貨普通預金規定にかかわらず、契約者から預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、外為決済用口座から自動的に引き落とす方法により支払うものとします。

⑩ 契約者は、外国為替及び外国貿易法その他の関係法令により、当局宛に書類を提出する必要がある場合、当行所定の期間内に、当行宛に当該書類を提出するものとします。

(2) 輸入信用状発行結果照会

- ① 当サービスは、電子メールによりまたは契約者の照会に基づいて、輸入信用状の発行結果の明細情報を提供するものです。
- ② 輸入信用状の条件変更の結果反映については、受益者の同意が必要な場合には、当行所定の方法により行うものとします。

(3) 輸入船積書類到着案内

当サービスは、電子メールによりまたは契約者の照会に基づいて、輸入船積書類到着にかかる情報を提供するものです。

(4) 輸入手形決済照会

当サービスは、電子メールによりまたは契約者の照会に基づいて、輸入手形決済にかかる情報を提供するものです。

5. 外貨預金サービス

(1) 外貨預金振替依頼

① 当サービスの内容は以下のとおりです。

- (i) 契約者が契約者の端末から当行所定のフォーマットにて作成されたデータを送信することにより、外貨預金の振替依頼(以下「外貨預金振替依頼」といいます)を行い、当行が受け付けます。
- (ii) 契約者の照会に基づいて、外貨預金振替依頼の明細情報を提供します。

② 当サービスを利用した外貨預金振替依頼にあたっては、あらかじめ「1日あたりの取扱限度額」および「1回あたりの取扱限度額」を当行所定の方法により届け出るものとします。ただし、これらの金額は当行所定の金額の範囲内とします。

③ 当サービスを利用した外貨預金振替依頼は、当行所定の時限までに受け付けたものを、当日に受け付けたものとして取り扱うものとします。当行所定の時限を過ぎて受け付けたものについては、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、営業日とは、日本国内における当行の本支店が営業している日をいいます。

④ 当行は、契約者の端末の画面に外貨預金振替依頼内容を表示する方法により外貨預金振替依頼内容を契約者に確認します。契約者はその内容が正当か否かを確認のうえ、契約者の端末の画面に表示される確定ボタンをクリックすること等当行所定の方法で外貨預金振替依頼内容の確定を当行に通知します。当行が外貨預金振替依頼内容の確定の通知を正当なものとして受け付けた時点で、

外貨預金振替依頼内容が確定するものとします。

- ⑤ 確定した振替依頼内容に従って当行が手続を実行した場合は、振替依頼内容に誤りがあった場合でも、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。
- ⑥ 当サービスに基づく外貨預金振替については、外為決済用口座間の入出金により行うものとし、入金口座と出金口座が同一店内にあり、かつ入金口座の名義と出金口座の名義が同一の場合に限り取り扱うものとします。
- ⑦ 当サービスに基づく外貨預金振替取引の代り金、所定の手数料および諸費用は、普通預金規定、当座勘定規定、外貨普通預金規定にかかわらず、契約者から預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、外為決済用口座から自動的に引き落とす方法により支払うものとします。
- ⑧ 振替依頼内容が確定した後に、振替依頼の変更もしくは取消しをする場合は、直ちに当行に電話で連絡するとともに、当行所定の依頼書によりファクシミリにて変更、取消しの依頼をするものとします。
ただし、確定した振替依頼内容に従って当行が振替を実施した後は、依頼の変更・取消しが実施できない場合があり、依頼の変更・取消しを行うことができる場合でも、当行所定の手続により処理するものとし、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。確定した依頼内容に従って当行が振替を実行する前でも、当行の事情により振替依頼の変更・取消しを行うことができない場合があり、依頼の変更・取消しが行うことができる場合でも当行所定の手続により処理するものとし、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。
- ⑨ 以下の場合においては、当行は、外貨預金の振替手続または、その変更・取消しの手続きを実行することはできません。当行が手続を行うことができないことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (i) 依頼データが当行の責めに帰すことができない事由により到達しなかった場合
 - (ii) 依頼の明細が、当行所定の方法に基づかない場合
 - (iii) 当行が外貨預金振替依頼を受け付けた時点もしくは外貨預金の振替手続を実行する時点で、指定された外為決済用口座が解約済の場合
 - (iv) 外貨預金の振替実行時に、振替金額が指定された外為決済用口座より払い戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる金額を含みます)を超える場合
 - (v) 外国為替及び外国貿易法その他の関係法令、その他不可抗力により、依頼内容に従って手続を行うことができない場合。
 - (vi) その他の理由により、当行が手続を行うことができないと判断した場合
- ⑩ 契約者は外国為替及び外国貿易法その他の関係法令により、当行經由当局宛に書類を提出する必要がある場合、当行所定の期間内に、当行宛に当該書類を提出するものとします。

(2) 外貨預金入出金明細照会

当サービスは、契約者の照会に基づいて、外貨預金照会対象口座の残高・入出金明細の情報を提供するサービスです。

6. 利息手数料サービス

(1) 利息手数料都度請求照会

当サービスは、契約者の照会に基づいて、契約者が行った各種外為決済取引にかかる利息および手数料の明細情報を、取引ごとの情報として提供するものです。

(2) 利息手数料一括請求・引落照会

当サービスは、契約者の照会に基づいて、契約者が行った各種外為決済取引にかかる利息および手数料の毎月の一括請求・一括引落に関する明細情報をまとめて提供するものです。

7. その他

(1) 計表の取り扱いについて

外為サービス(計算書が発行されないものを除く)における計算書については、当行Web上で契約者の端末から参照可能な電子ファイルを提供する方法、または、取引店により契約者へ郵送する方法のいずれかにより提供します。

ただし、契約者の外為決済用口座からの引落しが未了の取引については、当該取引にかかる計算書は引落しの事実を証明するものではありません。

(2) サービスの利用時間

外為サービスについては、当行所定の時間内に限り利用可能なものとします。なお、当行はこの時間を契約者に事前に通知することなく、変更することがあります。

第20条 為替予約サービス

本サービスにより契約者が利用できる為替予約サービスには、以下のサービスがあり、当該サービスについては本条の各規定が適用されるものとします。

1. 為替予約・期日変更締結サービス

(1) 当サービスの内容について

当サービスの内容は、以下のとおりです。

- ① 契約者の端末を通して契約者と当行との間でデータを授受することにより、外為先物為替取引および外為直物為替取引のうち、確定日渡し取引、期間渡し取引、為替スワップ取引、および期日変更取引(以下本条において「為替予約取引」といいます)を行うサービス(以下の②の方法による場合を除き、以下本条において「為替予約締結サービス」といいます)。
- ② 契約者が、契約者の端末を通して契約者と当行との間でデータを授受することにより、為替予約取引(期日変更取引を除きます)にかかる取引条件をあらかじめ指定し、市場における為替相場の変動等により当該取引条件より為替予約取引を成立させることが可能となったと当行が判断した時点で、自動的に当該条件で為替予約取引を成立させるサービス(以下本条において「リブオーダーサービス」といいます)。
- ③ 契約者があらかじめ為替レートを指定し、市場における実勢の為替レートが指定された為替レートに合致したと当行が所定の方法により判定した場合に契約者に通知するサービス(以下本条において「レートアラームサービス」といいます)。

(2) 取引成立および取引内容の確認について

- ① 契約者が為替予約締結サービスを利用する場合、当行は、契約者の端末の画面に為替予約取引締結の依頼内容を表示する方法により為替予約取引締結の依頼内容を契約者に確認します。契約者はその内容が正当か否かを確認のうえ、契約者の端末の画面に表示される確定ボタンをクリックすること等当行所定の方法で為替予約取引の締結を当行に通知します。当行が為替予約取引の締結の通知を正当なもののみとした時点で、為替予約取引が成立するものとします。
- ② ①により、または(1)②により為替予約取引が成立した時点以降は、契約者は、当該為替予約取引を取り消すことはできないものとします。
- ③ 為替予約締結サービスを利用して締結された為替予約取引については、当行は、予約取引確認書の提出を省略することができます。リブオーダーサービスにより締結された為替予約取引についても、取引成立後に契約者の端末を通して契約者と当行との間でデータを授受する方法によって受渡日の確定を行ったものについては、当行は、予約取引確認書の提出を省略することができます。
- ④ 契約者は、為替予約締結サービスまたはリブオーダーサービスにより為替予約取引が成立した後、第3項の為替予約取引照会サービスを利用して取引内容の確認を行い、取引内容に不一致や錯誤を見つけた場合には直ちに当行に連絡するものとします。
なお、リブオーダーサービスにより為替予約取引が成立した場合は、契約者は、(4)②に定める確認等も別途行うものとします。

(3) 為替予約期日延長取引について

- ① 為替予約期日変更取引のうち期日延長にかかる取引(以下「為替予約期日延長取引」といいます)は、真にやむを得ない事由による場合のみ受け付けるものとし、それ以外の場合は、当行は契約者と為替予約期日延長取引を行いません。真にやむを得ない事由とは、貿易関連取引の為替予約で入金遅延、船積遅延、貿易書類到着遅延、貿易に関わる契約変更、技術契約における支払遅延、プロジェクト案件完工遅延等、期日延長の理由が、実需に基づくものであることが明らかな場合とします。
- ② ①の場合であっても、為替予約期日延長取引の内容が当行の審査基準に合致しない場合は、当行は当該取引を行いません。

(4) リブオーダーサービスについて

- ① リブオーダーサービスにより契約者が指定した為替予約取引にかかる条件の変更は、当該条件を指定する際に決められた有効期間内に、契約者が変更にかかるデータを当行に送信し、かつ当行がこれを受け付けた場合に限り行うことができます。契約者が変更にかかるデータを送信した場合でも、当行がこれを受け付けるまでに変更前の条件で為替予約取引が成立した場合は、為替予約取引の条件の変更を行うことはできません。
- ② リブオーダーサービスにより為替予約取引が成立した場合は、取引結果を契約者端末画面に表示します。契約者はその内容の確認を行い、取引内容に指定された条件との不一致や錯誤を見つけた場合は直ちに当行に連絡するものとします。なお、当該取引結果の表示は、遅延する場合があります。
- ③ 契約者が、リブオーダーサービスにより為替予約取引の条件として指定することができる金額の下限および為替レートの範囲は当行が定めるものとします。また当行は、当該金額の下限および為替レートの範囲をいつでも変更できるものとします。

(5) 取引限度額について

当行は、為替予約締結サービスまたはリブオーダーサービスを利用した為替予約取引における一件あたりの取引額および一時点における予約残高合計金額(リブオーダーサービスを利用している場合は、成立していない取引も成立したものとみなして予約残高合計額を計算します)について、上限金額を定めることができ、当該上限

金額を越える場合には契約者は取引をできません。当行は、当該上限金額をいつでも変更できるものとします。

(6) 受渡期間について

① 為替予約締結サービスまたはリブオーダーサービスを利用した為替予約取引における受渡期間は、為替予約締結日の1年後応当日(応当日が銀行営業日でない場合は応当日の前銀行営業日とし、応当日がない場合は応当月の最終銀行営業日)までとします。

② 為替予約締結サービスを利用した為替予約期日延長取引における受渡期間は、当初受渡日から6ヶ月後応当日(応当日が銀行営業日でない場合は応当日の前銀行営業日とし、応当日がない場合は応当月の最終銀行営業日)までとします。

(7) 当行が為替予約取引を行わない場合について

以下の何れかに該当する場合は、為替予約締結サービスまたはリブオーダーサービスに基づく為替予約取引を行うことはできません。

① 外国為替及び外国貿易法その他の関係法令、対象通貨を基軸通貨とする国の事情、その他不可抗力により当行が取引を行うことができない場合

② 当行が受理した依頼データが当行所定の方法に基づかないか、依頼データに瑕疵のある場合

③ 当行の責によらない事由により当行にデータが到達しなかった場合

④ 当行の審査基準に合致しないことその他の理由により、当行が取引を行うことができないと判断した場合

(8) レートアラームサービスについて

レートアラームサービスは、レートアラームサービスによる通知が行われた場合に、指定された為替レートにより、または当該為替レートを基準として契約者が為替予約取引その他外国為替取引を行うことができることを何ら保証するものではありません。

2. 為替予約コンファームサービス

(1) 当サービスの内容について

当サービスは、契約者と当行との間で締結された為替予約取引について、契約者が予約取引確認書を当行に提出するのに代えて、契約者が、端末からデータを送信することにより、取引内容を確認した旨の通知(以下「コンファーム」といいます)を行ったものとするサービスです。ただし、当サービスを利用してコンファームを行うことができる為替予約取引は、以下に定める取引以外のものとします。

① 為替予約締結サービスを利用して締結されたもの

② リブオーダーサービスにより締結された為替予約取引のうち、取引成立後に契約者の端末を通して契約者と当行との間でデータを授受する方法によって受渡日の確定を行ったもの。

(2) 当サービスを利用したコンファームが行われない場合について

当サービスを利用したコンファームが行われないまま受渡期日を迎えた為替予約取引について、別途、契約者の指示に基づき当該為替予約取引が実行された場合は、契約者によるコンファームが行われたものとみなします。

3. 為替予約取引照会サービス

(1) 当サービスの内容について

当サービスは、為替予約取引の締結明細、残高明細および履行明細にかかる情報の提供を行うサービスです。

(2) 表示について

当サービスにより提供される情報については、情報を提供した時点における最新の取引内容に基づく更新が行われていない場合があります。

(3) 照会サービスの利用時間

当サービスは、当行所定の時間内に限り利用可能なものとします。なお、当行はこの時間を契約者に事前に通知することなく、変更することがあります。

4. 為替予約時価評価照会サービス

(1) 当サービスの内容

当サービスは、契約者が当行と締結した為替予約取引(通貨オプションの行使により成立する為替予約取引を含みます。以下同じ)の基準日時点における取引情報および時価情報を契約者の為替予約取引管理のための情報として、契約者の照会に基づいて提供するものです。

(2) 時価評価サービスの対象取引等

① 当サービスによる情報提供の対象となる取引(本項において以下「対象取引」といいます。)は、為替予約取引とします。

② 当サービスは、対象取引の時価評価額および含み損益を、対象取引にかかる通貨組合せおよび売買区分ごとに、対象取引の締結日順に提供します。

(3) 取扱の留意点

① 契約者が財務諸表等において開示する為替予約取引の時価については、契約者において公認会計士等に相談の上、契約者自身の責任で対応するものとします。

② 当サービスにより提供される対象取引の時価評価額および含み損益は、基準日時点において当行が定める金利、為替レート等を利用し、当行所定の算式により算出される理論値であり、実際に

取引が行われる場合における取引条件や取引結果等と一致するものではありません。

③ 当サービスは、新たな取引の勧誘を目的とするものではありません。

また、当サービスは、当行が新しい取引や対象取引の中途解約を行うことを保証するものではありません。

④ 契約者が対象取引を対象取引以外の取引のヘッジとして使用している場合でも、対象取引のみの時価評価額および含み損益が提供されます。

⑤ 当サービスによる情報提供にあたって使用される表示項目および表示内容については、予告なしに変更する場合があります。

第21条 国内取引サービス

本サービスにより契約者が利用できる国内取引サービスには、以下のサービスがあり、当該サービスについては本条の各規定が適用されるものとします。

1. 振込・振替サービス

(1) 振込・振替サービスの内容

① 当サービスは、契約者が契約者の端末から当行所定のフォーマットにて作成されたデータを送信することにより、当行に以下の取引の実施を依頼し、当行がこれを受け付けるサービスです。

(i) 依頼日当日に、国内取引決済用口座から振込・振替代金を引落しの上、契約者が指定した当行または他の金融機関の国内本支店の預金口座(以下、「入金指定口座」といいます)あてに振込通知を発信する、または振替処理を実施する取引

(ii) 依頼日の翌営業日以後1ヶ月以内の営業日で契約者が指定する日(以下「振込・振替指定日」といいます)に、国内取引決済用口座から振込・振替代金を引落しの上、入金指定口座あてに振込通知を発信する取引、または振替処理を実施する取引(以下、「振込・振替予約」といいます)

② 入金指定口座の指定は、当行所定の方法により、契約者が事前に登録する方式または都度契約者が指定する方式により行うものとします。

③ 国内取引決済用口座と入金指定口座が同一店内にある場合でも、両口座の名義が異なる場合には、「振込」として取り扱います。

④ 国内取引決済用口座と入金指定口座が同一店内にあり、かつ名義人が同一の場合は、「振替」として取り扱います。

(2) 振込・振替の依頼

① 当サービスの利用に際しては、契約者はあらかじめ、1日あたりの取扱限度額、1回あたりの取扱限度額を当行所定の方法に基づき、届け出るものとします。ただし、これらの金額は当行所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの取扱限度額の範囲内であるか否かの判定は、(3)①に基づき振込・振替取引の依頼内容が確定した場合(振込・振替取引の依頼内容が確定した後に(3)②の引き落としができないことにより振込・振替取引が取り消されたものとみなされる場合を含みます)における当該振込・振替取引にかかる振込・振替金額の1日における合計金額と1日あたりの取扱限度額との比較により行うものとします。

② 当サービスによる振込・振替の依頼に際しては、契約者は、国内取引決済用口座の店番号、科目コードおよび口座番号ならびに振込・振替金額を指定するものとします。

③ 当サービスを利用した振込・振替依頼は、当行所定の時限までに受け付けたものを、当日に受け付けたものとして取り扱うものとします。

④ 同一の日を振込・振替指定日とする複数の振込・振替を依頼する場合、契約者は取引を成立させる順番を指定することはできず、当行が当該順番を任意に指定することができるものとします。当行が指定した順番によっては契約者が依頼した複数の振込・振替の全部または一部について取引を成立させることができない場合において、当行が指定した順番以外の順番によれば契約者が依頼した複数の振込・振替の全部または一部について取引を成立させることができるときであっても、当行はかかる順番で取引を成立させる義務を負わず、かかる順番で取引を成立させなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

(3) 振込・振替の依頼内容の確定と取引成立

① 当行は、契約者の端末の画面に振込・振替取引の依頼内容を表示する方法により振込・振替取引の依頼内容を契約者に確認します。契約者はその内容が正当か否かを確認のうえ、契約者の端末の画面に表示される確定ボタンをクリックすること等当行所定の方法で振込・振替取引の依頼内容の確定を当行に通知します。当行が振込・振替取引の依頼内容の確定の通知を正当なものとした時点で、振込・振替取引の依頼内容が確定するものとします。

② 振込・振替代金および振込手数料(③の場合は振込・振替代金)は、依頼内容が確定した時(ただし、振込・振替予約の場合には、振込・振替指定日)に、普通預金規定および当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、国内取引決済用口座から自動引き落としの方法により支払うものとし、この場合、領収書等は発行しな

いものとします。

- ③ 振込手数料の支払いを当行所定の引落日に一括して引き落とす方法によることを当行が認めた場合には、振込手数料は、当該引落としを行う口座として当行が認めたくて契約者が指定した口座から、当該引落日に②と同様の方法により支払うものとします。
- ④ 当行は、②の引き落としの時点で振込・振替取引が成立したものとみなし、契約者が指定した入金指定口座あてに振込通知を発信する、または振替処理を実施する手続を行います。
- ⑤ 確定した依頼内容に従い当行が手続を実行した場合は、依頼内容に誤りがあった場合でも、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。
- ⑥ ②の引き落としができなかった場合、振込・振替取引は成立せず、取り消されたものとみなします。
- ⑦ 振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当行所定の方法により、当該取引にかかる国内取引決済用口座に戻し入れます。振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続により処理します。
- ⑧ 以下の各号に該当する場合、当行は振込・振替サービスの取り扱いができません。
 - (i) 振込・振替の依頼を受け付けた時点または振込・振替取引を実行する時点で国内取引決済用口座が解約済の場合
 - (ii) 振込・振替代り金および振込手数料の金額が国内取引決済用口座より払い戻し可能な金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます)を超える場合
 - (iii) 差押等やむをえない事情があり、当行が国内取引決済用口座からの支払を不適当と認めた場合
 - (iv) 依頼データが当行の責めに帰すことのできない事由により到達しなかった場合
 - (v) 当行の審査基準に合致しないことその他の理由により、当行が手続を行うことができないと判断した場合。
 - (vi) 振替取引において、振替の依頼を受け付けた時点または振替取引を実行する時点で入金口座が解約済の場合

(4) 振込・振替依頼内容確定後の変更と組戻

- ① 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引にかかる国内取引決済用口座がある当行本支店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関、店舗名または振込金額を変更する場合には、②に規定する組戻しの手続により取扱います。
 - (i) 訂正の依頼にあたっては、当行所定の訂正依頼書を、当該取引にかかる国内取引決済用口座の届出の印章(以下「届出の印章」といいます。))により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - (ii) 当行は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - ② 振込取引において、依頼内容の確定後に依頼の取消を行う場合には、当該取引にかかる国内取引決済用口座がある当行本支店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。
 - (i) 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書を、当該取引にかかる国内取引決済用口座の届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - (ii) 当行は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - (iii) 組戻された振込代り金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受ける場合には、当行所定の受取書を、当該取引にかかる国内取引決済用口座の届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ③ ①および②の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合においては、契約者は受取人との間で協議するものとします。
 - ④ 振替取引の場合には、依頼内容の確定後には、依頼内容の変更または依頼の取消はできません。
- (5) 端末による依頼内容の変更と組戻
振込・振替取引の依頼内容の変更または依頼の取消は、(4)に規定する方法のほかは、振込・振替予約の場合で、契約者が端末から当行所定の方法により依頼内容の変更または依頼の取消に関するデータを送信し、振込・振替指定日の前日の当行所定の時限までに当行が受け付けた場合のみ行うことができます。
- (6) 国内取引結果照会
当サービスは、契約者からの照会に基づいて、当行所定の期間、契約者が依頼した振込・振替の取引結果にかかる情報を提供するものです。

2. 総合振込、給与・賞与振込サービス

(1) 総合振込、給与・賞与振込サービスの内容

- ① 当サービスは、契約者が契約者の端末から当行所定のフォーマット

にて作成されたデータを送信することにより、当行に以下の取引の実施を依頼し、当行がこれを受け付けるサービスです。

- (i) 依頼日の翌営業日以降の営業日で契約者が指定する一つまたは複数の日に多数の振込・振替が一括して行われるように、入金指定口座あてに振込通知を発信し、または振替処理を実施し、振込・振替代り金を本項(3)の定めに従い振込代り金引落口座から引き落とす取引(以下当該取引を「総合振込」といい、総合振込において契約者が指定する日を「総合振込指定日」といいます)
 - (ii) 依頼日の3営業日以降の営業日で契約者が指定する一つまたは複数の日に、契約者の役員および従業員に対する報酬、給与または賞与等の支払いを目的とする振込が行われるように、入金指定口座あてに振込通知を発信し、振込代り金を本項(3)の定めに従い振込代り金引落口座から引き落とす取引(以下当該取引を「給与・賞与振込」といい、給与・賞与振込において契約者が指定する日を「給与・賞与振込指定日」といいます)
- ② 給与・賞与振込における入金指定口座は、契約者の役員または従業員の本人名義の普通預金または当座預金に限るものとします。
 - ③ 当サービスを利用した総合振込における「振込」または「振替」の取扱いの区分については、本条第1項(1)③および④を準用するものとします。
- (2) 総合振込、給与・賞与振込の依頼
- ① 当サービスによる総合振込または給与・賞与振込の依頼に際しては、契約者は、振込代り金引落口座の店番号、科目コードおよび口座番号ならびに委託者コード、総合振込指定日または給与・賞与振込指定日および振込金額を指定するものとします。
 - ② 当サービスを利用した総合振込または給与・賞与振込の依頼にあたっては、あらかじめ「1回あたりの件数」(20,000件以下または500件以下)を当行所定の方法により届け出るものとします。
 - ③ 当サービスによる総合振込または給与・賞与振込の依頼は、総合振込および給与・賞与振込のそれぞれについての当行所定の時限までに受け付けたもののみを取り扱うものとします。ただし、給与・賞与振込の依頼で、給与・賞与振込の受付時限を過ぎて当行が受け付けたものであっても、当該依頼が同一の内容の総合振込の依頼であったとした場合における当該総合振込依頼の受付時限までに受け付けたものについては、総合振込の依頼として受け付けたものとして取扱います。
- (3) 総合振込、給与・賞与振込の依頼内容の確定と取引成立
- ① 当行は、契約者の端末の画面に総合振込または給与・賞与振込の依頼内容を表示する方法により総合振込または給与・賞与振込の依頼内容を契約者に確認します。契約者はその内容が正当か否かを確認のうえ、契約者の端末の画面に表示される確定ボタンをクリックすること等当行所定の方法で総合振込または給与・賞与振込の依頼内容の確定を当行に通知します。当行が総合振込または給与・賞与振込の依頼内容の確定の通知を正当なものとした時点で、総合振込または給与・賞与振込の依頼内容が確定するものとします。
 - ② 総合振込にかかる振込・振替代り金および振込手数料(③の場合においては振込・振替代り金)は、総合振込指定日に、普通預金規定および当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、振込代り金引落口座から自動引き落としの方法により支払うものとし、この場合、領収書等は発行しないものとします。契約者は、総合振込指定日の前営業日までに、振込・振替代り金および振込手数料(③の場合においては振込・振替代り金)を振込代り金引落口座に入金するものとします。
 - ③ 総合振込において振込手数料の支払いを当行所定の引落日に一括して引き落とす方法によることを当行が認めた場合には、振込手数料は、当該引落としを行う口座として当行が認めたくて契約者が指定した口座から、当該引落日に②と同様の方法により支払うものとします。
 - ④ 給与・賞与振込にかかる振込代り金は給与・賞与振込指定日に、普通預金規定および当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、振込代り金引落口座から自動引き落としの方法により支払うものとし、この場合、領収書等は発行しないものとします。給与・賞与振込にかかる振込手数料は当行所定の引落日に、当該引落としを行う口座として当行が認めたくて契約者が指定した口座から、同様の方法により支払うものとし、この場合、領収書等は発行しないものとします。契約者は、給与・賞与振込指定日の前営業日までに振込代り金を振込代り金口座に、また当行所定の引落日の前営業日までに振込手数料を上記の指定した口座に入金するものとします。
 - ⑤ 当行は、依頼内容が確定した後、当行所定の日に契約者が指定した入金指定口座あてに振込通知を発信する、または振替処理を実施する手続を行います。契約者が総合振込指定日または給与・賞与振込指定日の前営業日までに、振込・振替代り金および振込手数料(③の場合および給与・賞与振込の場合は振込・振替代り

金)を振込代り金引落口座に入金していない場合でも、当行はその裁量により、当該手続を行うことができるものとします。

- ⑥ 確定した依頼内容に従い当行が手続を実行した場合は、依頼内容に誤りがあった場合でも、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。
- ⑦ ②の引き落としができなかった場合(③の場合においては、②の引き落としのうち振込・振替代り金の引き落としができなかった場合)または④の振込代り金の引き落としができなかった場合で、その時点で契約者が指定した入金指定口座あてに振込通知を発信する、または振替処理を実施する手続を当行が行っていたときは、契約者は、総合振込においては、総合振込指定日当日中に振込・振替代り金および振込手数料(③の場合においては振込・振替代り金)を、給与・賞与振込においては、給与・賞与振込指定日当日中に振込代り金を、当行所定の手数料引落日に振込手数料を、当行所定の方式により支払うものとします。
- ⑧ 振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当行所定の方法により、当該取引にかかる振込代り金引落口座に戻し入れます。振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続により処理します。
- ⑨ 以下の各号に該当する場合、当行は総合振込または給与・賞与振込の取り扱いはできません。
 - (i) 総合振込または給与・賞与振込の依頼を受け付けた時点または総合振込または給与・賞与振込を実行する時点で振込代り金引落口座が解約済の場合
 - (ii) 差押等やむをえない事情があり、当行が振込代り金引落口座からの支払を不適当と認めた場合
 - (iii) 依頼データが当行の責めに帰すことのできない事由により到達しなかった場合
 - (iv) 当行の審査基準に合致しないことその他の理由により、当行が手続を行うことができないと判断した場合
 - (v) 総合振込に含まれる振替取引において、振替の依頼を受け付けた時点または振替取引を実行する時点で入金口座が解約済の場合
- (4)総合振込、給与・賞与振込依頼内容確定後の変更と組戻
当サービスにおける総合振込または給与・賞与振込の依頼内容確定後の変更と組戻については、本条第1項(4)を準用するものとします。

3. 個人住民税一括納付サービス

- (1)個人住民税一括納付サービスの内容
当サービスは、契約者が契約者の端末から当行所定のフォーマットにて作成されたデータを送信することにより、契約者および当行所定の様式による届出を行うことにより契約者が指定する者が特別徴収した住民税(市区町村民税・都道府県民税)の納付書の作成事務および納付事務(以下「個人住民税一括納付事務」といいます)の代行を当行に依頼し、当行がこれを受け付けるサービスです。
- (2)個人住民税一括納付サービスの依頼
① 当サービスによる個人住民税一括納付事務の代行の依頼に際しては、契約者は、納付代り金引落口座の店番号、科目コードおよび口座番号ならびに委託者コード、納付年月、納付指定日、納付金額を指定するものとします。
納付年月に対応する納付指定日として誤った納付指定日が指定された場合は、当行は、その判断で納付指定日を修正して受け付けることができるものとします。
- ② 当サービスによる個人住民税一括納付事務の代行の依頼は、当行所定の時限まで受け付けたもののみを取り扱うものとします。
- (3)個人住民税一括納付の依頼内容の確定と取引成立
① 当行は、契約者の端末の画面に個人住民税一括納付事務の代行の依頼内容を表示する方法により個人住民税一括納付事務の代行の依頼内容を契約者に確認します。契約者はその内容が正当か否かを確認のうえ、契約者の端末の画面に表示される確定ボタンをクリックすること等当行所定の方法で個人住民税一括納付事務の代行の依頼内容の確定を当行に通知します。当行がこの個人住民税一括納付事務の代行の依頼内容の確定の通知を正当なものとみなした時点で、個人住民税一括納付事務の代行の依頼内容が確定するものとします。
- ② 納付代り金および納付手数料は、納付指定日に、普通預金規定および当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、それぞれ納付代り金引落口座および納付手数料引落口座から自動引き落としの方法により支払うものとし、この場合、領収書等は発行しないものとします。契約者は、納付指定日の前営業日までに、納付代り金および納付手数料をそれぞれ納付代り金引落口座および納付手数料引落口座に入金するものとします。
- ③ 当行は、依頼内容が確定した後、個人住民税納付事務を行います。契約者が納付指定日の前営業日までに、納付代り金および納付手数料を納付代り金引落口座および納付手数料引落口座に入金していない場合でも、当行はその裁量により、当該手続を行うことができるものとします。
- ④ 確定した依頼内容に従い当行が手続を実行した場合は、依頼内容に誤りがあった場合でも、これにより生じた損害について、当行は責

任を負いません。

- ⑤ ②の引き落としができなかった場合で、その時点で個人住民税納付事務を当行が完了していないときは、個人住民税納付事務の代行は成立せず、取り消されたものとみなします。②の引き落としができなかった場合で、その時点で個人住民税納付事務を当行が完了していたときは、契約者は納付指定日当日中に納付代り金および納付手数料を当行所定の方式により支払うものとします。
- ⑥ 以下の各号に該当する場合、当行は個人住民税一括納付事務の代行の取り扱いはできません。
 - (i) 個人住民税一括納付事務の代行の依頼を受け付けた時点または個人住民税一括納付事務の代行を実行する時点で納付代り金引落口座または納付代り金引落口座が解約済の場合
 - (ii) 差押等やむをえない事情があり、当行が納付代り金引落口座または納付手数料引落口座からの支払を不適当と認めた場合
 - (iii) 依頼データが当行の責めに帰すことのできない事由により到達しなかった場合
 - (iv) 当行の審査基準に合致しないことその他の理由により、当行が手続を行うことができないと判断した場合
- (4)個人住民税一括納付依頼内容確定後の変更と組戻依頼内容の確定後は、依頼内容の取消・変更はできません。取消または納付金額の減額が必要な場合は、契約者より地方公共団体宛還付請求を行うものとし、納付金額の増額が必要な場合は、契約者にて当該増額分にかかる追加の納付を銀行窓口等で行うものとします。

4. Pay-easy(ペイジー)税金・料金払込サービス

- (1)Pay-easy(ペイジー)税金・料金払込サービスの内容
当サービスは、契約者が契約者の端末から当行所定のフォーマットにて作成されたデータを送信することにより、契約者が、当行と収納委託契約を締結している収納機関あての税金・料金払込みの実施を当行に依頼し、当行がこれを受け付けるサービスです。
- (2)Pay-easy(ペイジー)税金・料金払込サービスの依頼
当サービスによる税金・料金払込(以下「Pay-easy(ペイジー)税金・料金払込」といいます)の依頼に際しては、契約者は、国内取引決済用口座の店番号、科目コードおよび口座番号、収納機関番号、収納機関が指定するお客さま番号または納付番号、収納機関が指定する確認番号および納付区分等ならびに払込金額を指定するものとします。
- (3)Pay-easy(ペイジー)税金・料金払込依頼内容の確定と取引成立
① 当行は、契約者の端末の画面にPay-easy(ペイジー)税金・料金払込の依頼内容を表示する方法によりPay-easy(ペイジー)税金・料金払込取引の依頼内容を契約者に確認します。契約者はその内容が正当か否かを確認のうえ、契約者の端末の画面に表示される確定ボタンをクリックすること等当行所定の方法でPay-easy(ペイジー)税金・料金払込取引の依頼内容の確定を当行に通知します。当行がPay-easy(ペイジー)税金・料金払込取引の依頼内容の確定の通知を正当なものとみなした時点で、税金・料金払込み取引の依頼内容が確定するものとします。
- ② Pay-easy(ペイジー)税金・料金払込にかかる払込金は、依頼内容が確定した時に、普通預金規定および当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、国内取引決済用口座から自動引き落としの方法により支払うものとし、この場合、領収書等は発行しないものとします。
- ③ 当行は、②の引き落としが完了した場合、契約者が指定した収納機関あてに払込処理を行います。②の引き落としができなかった場合、税金・料金払込みは成立せず、取り消されたものとみなします。
- ④ 確定した依頼内容に従い当行が手続を実行した場合は、依頼内容に誤りがあった場合でも、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。
- ⑤ 以下の各号に該当する場合、当行はPay-easy(ペイジー)税金・料金払込の取扱いはできません。当行が手続を行うことができないうちに生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (i) 税金・料金払込みの依頼を受け付けた時点または税金・料金払込み取引を実行する時点で国内取引決済用口座が解約済の場合
 - (ii) Pay-easy(ペイジー)税金・料金払込にかかる払込み代り金の金額が国内取引決済用口座より払い戻し可能な金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます)を超える場合
 - (iii) 差押等やむをえない事情があり、当行が国内取引決済用口座からの支払を不適当と認めた場合
 - (iv) 依頼データが当行の責めに帰すことのできない事由により到達しなかった場合
 - (v) 当行の審査基準に合致しないことその他の理由により、当行が手続を行うことができないと判断した場合。
 - (vi) 当サービスの利用にあたり、誤った(2)に規定する情報が当行所定の回数を連続して入力された場合。この場合、当行は契約者に事前に通知することなく、当該誤入力が発生した「ユーザーID」によるPay-easy(ペイジー)税金・料金払込の利用を停止します。利用を停止された「ユーザーID」によるPay-easy(ペイジー)税金・料金払込の利用は、翌営業日に再開されます。

- (4)税金・料金払込み依頼内容確定後の変更・取消
依頼内容の確定後は、依頼内容の変更または取消はできません。
取消・変更が必要な場合は、契約者より収納機関に問い合わせをするものとします。
- (5)国内取引結果照会
当サービスは、契約者からの照会に基づいて、当行所定の期間、契約者が依頼したPay-easy(ペイジー)税金・料金払込の取引結果にかかる情報を提供するものです。

5. 照会サービス

- (1)残高照会サービスの内容
当サービスは、契約者の照会に基づいて、国内取引照会対象口座にかかる残高情報を提供するものです。
- (2)入出金・振込入金照会サービスの内容
① 当サービスは、契約者の照会に基づいて、国内取引照会対象口座にかかる入出金ならびに振込入金にかかる情報を提供するものです。
② 振込依頼人からの訂正依頼その他相当の事由がある場合には、当行は、すでに契約者に提供した情報の内容について、契約者に通知することなく、変更または取消しすることができます。そのため
に生じた損害については、当行は責任を負いません。

6. その他

- (1) 国内取引サービスの利用時間
国内取引サービスについては、当行所定の時間内に限り利用可能なものとします。なお、当行はこの時間を契約者に事前に通知することなく、変更することがあります。

第22条 その他サービス

前3条のサービスのほか本サービスにより契約者が利用できるサービスには、以下のサービスがあり、当該サービスについては本条の各規定が適用されるものとします。

1. 計表・帳票配信サービス

- (1) サービスの内容
当サービスは、総合振込取引、給与・賞与振込取引および口座振替取引にかかる情報が記載された計表・帳票を、契約者の照会に基づいて提供するものです。
- (2) 計表・帳票配信サービスの依頼
当サービスの依頼に際しては、あらかじめ、配信を希望する計表・帳票の種類、(1)の各取引にかかる委託者コード、振込代り金引落口座または口座振替代り金の入金口座(以下「振替代り金入金口座」といいます)に関する情報、閲覧開始日等を当行所定の様式に基づき届け出るものとします。
- (3) 紙計表送付の廃止
当サービスの利用開始前に当行から契約者に対し(1)に定める計表・帳票が紙により送付されていた場合、当サービスの利用開始に伴い当該送付が停止されることに契約者は同意するものとします。
- (4) サービスの終了
第2条第5項(4)③により委託者コード消滅処理が行われた場合、振替代り金入金口座が解約されることにより口座振替取引にかかる委託者コードについて委託者コード消滅処理が行われた場合、その他の事由により(1)の各取引にかかる委託者コードについて委託者コード消滅処理が行われた場合、当該委託者コードにかかる(1)の各取引についての当サービスによる計表・帳票の提供は終了するものとします。

2. e-DocumentSafe サービス

- (1) サービスの内容
当サービスは、契約者が当サービスの届出において指定した情報を、契約者の端末により、インターネットを介して、電子媒体として当行から契約者に提供し、または契約者から当行に電子媒体として提供することを可能とするサービスです(当サービスを利用して当行から契約者に提供し、または契約者から当行に提供する電子媒体を以下「電子文書」といいます)。
なお、当サービスを利用して提供することができる情報の範囲その他の当サービスを利用した情報提供に関する具体的な事項については、契約者ごとに当行が定めるものとし、契約者はこれに従うものとします。
- (2) 電子文書の管理・利用
① 契約者は、当サービスを利用して当行から契約者に提供し、または契約者から当行に提供する電子文書について、これを閲覧できる管理者または利用者を限定する必要がある場合は、当行所定の方法により当該限定の設定を行うものとします。当該設定は契約者の責任において行うものとし、当行は、当該限定が行われていないことまたは当該限定が行われていることについて一切責任を負いません。
② 契約者は、当サービスを利用して当行に電子文書を提供する場合、当該電子文書を契約者および当行において閲覧することができる期限(以下「終了日」といいます)を、当行所定の期間の範囲内で指定しなければならぬものとします。当行は、当サービスを利用して契約者が当行に提供した電子文書を、契約者が指定した終了日経過後に削除します。契約者は、契約者が指定した終了日

前に電子文書を閲覧できないこととする場合は、契約者において自ら当行所定の方法で電子文書を削除するものとします。

- ③ 契約者は、当サービスを利用して契約者が当行より電子文書の提供を受けた場合、当該電子文書が契約者の内部における利用を目的として提供されているものであることを理解し、当行の事前の承諾無く、契約者以外の者に対して配布その他の当該電子文書の内容を開示する行為を行わないものとします。契約者が本③の規定に違反したことにより生じた損害について、当行は一切責任を負いません。
④ 契約者が当サービスを利用して当行より提供を受けた電子文書を会計監査または国税調査における証跡その他の公的な証跡として使用する場合は、契約者は自らの責任において使用するものとします。当行は、監査法人、税務当局その他当該証跡の適否を判断する者から当該電子文書を適切な証跡と判断されることを一切保証いたしません。

3. でんさいネットサービス

(1) サービスの内容

当サービスは、①でんさいネット業務規程、でんさいネット業務規程細則において、利用者が窓口金融機関を通じて行うこととされている事項や、窓口金融機関に対して届出等をする事とされている事項に関し、当行が、窓口金融機関として利用者から受け付けるもの、および②契約者からの照会に基づいて、当行所定の期間、契約者が依頼した電子記録の請求結果等にかかる情報を提供するものです。

(2) でんさいネット業務規程、でんさいネット業務規程細則

でんさいネットサービスの利用にあたっては、契約者は、本規定および関連規定に加え、でんさいネット業務規程およびでんさいネット業務規程細則の各条項に従うものとします。

(3) 債権者利用限定特約、保証利用限定特約

① 契約者は、債権者利用限定特約を締結する場合には、当行所定の手続によるものとします。

② 保証利用限定特約を締結することはできません。

(4) 電子記録の範囲の制限に係る申出

契約者は、自ら請求することのできる電子記録の範囲を制限することを希望する場合には、当行に対し所定の申出を行うこととします。

(5) 電子記録の請求

- ① 契約者は、電子記録(発生記録、譲渡記録、支払等記録、変更記録、保証記録、分割記録、信託の電子記録をいいます。以下同じ。)の請求にあたっては、「みずほe-ビジネスサイト」を通じて行うものとします。ただし、でんさいネット業務規程、でんさいネット業務規程細則において、書類の提出をもってするとされている請求については、この限りでないものとします。
② 電子記録の請求にあたっては、契約者は、でんさいネット業務規程、でんさいネット業務規程細則に定める事項についてのデータのほか、次のデータを送信するものとします。
(i) 保証記録の請求(譲渡保証に係るものを除きます) 保証人の口座および契約者のでんさいネットサービス利用口座
(ii) 支払等記録の請求 支払等をした者の口座(契約者が債権者である場合)または支払等を受けた者の口座(契約者が債務者である場合)、および契約者のでんさいネットサービス利用口座
③ 発生記録の請求に関し、債権者請求方式(でんさいネット業務規程第27条第1項に規定される方式をいいます)にて行うことを希望する場合には、契約者は、当行に対し、所定の申出をするものとします。

④ 契約者は、電子記録債権の当行への譲渡(当行による割引や担保としての当行への譲渡)をしようとする場合には、当行が別に定める手続に従い当行に申し込むものとします。

⑤ 契約者は、信託の電子記録の請求をしようとする場合には、当行に対し事前に連絡の上、当行所定の手続にしたがい予め当行の承認を得るものとします。

(6) 口座間送金決済の中止の申出

契約者は、口座間送金決済の中止の申出を当行にする場合には、当行所定の手続に従うものとします。

(7) 異議申立て

① 債務者である契約者が異議申立ておよび異議申立預託金の預入れを行う場合または異議申立預託金預入れの免除の申立てを行う場合、当行所定の手続に従って行うものとします。

② 異議申立預託金の預入れは、事前に当行と協議の上、原則として対象債権の支払日(決済期日)が銀行休業日の場合はその前の最初の銀行営業日)中に行うものとします。

(8) 口座間送金決済

① 口座間送金決済に関し、電子記録債権の支払期日当日の15:00までに債権金額の引落しに必要な預金残高がなく引落しができなかった場合であって、当日のその後の時刻に引落しができたときにおける債権者口座への振込について、当日に債権者の窓口金融機関における債権者口座への入金まで完了する保証はなく、完了しなかったことにより生じた損害について当行は責任を負いません。

② 口座間送金決済に関し、同一の日にてでんさいネットサービス利用口座からの電子記録債権以外の引落しがある場合および複数の

電子記録債権の引落しがある場合には、引落しの順序は、当行の定めによります。

- ③口座間送金決済のためのでんさいネットサービス利用口座からの引落しは、普通預金規定および当座勘定規定にかかわらず、債務者である契約者から預金通帳、払戻請求書、キャッシュカードまたは小切手の提出を受けることなく、行われます。当行は、領収書等は発行しないものとします。
- (9)債権記録に記録されている事項等の通常開示の請求
契約者は、債権記録に記録されている事項の開示の請求のうちの通常開示の請求、または記録請求に際して提供された情報の開示の請求のうちの通常開示の請求を行うにあたっては、「みずほe-ビジネスサイト」を通じて行うものとします。
- (10)でんさいネットサービスとしての受付の確定
 - ①当行は、契約者の端末の画面に、電子記録の請求その他の当行が受け付ける内容を表示する方法により、当行受付内容を契約者に確認します。契約者はその内容が正当か否かを確認のうえ、契約者の端末の画面に表示される「承認の実行」ボタンをクリックすること等、当行所定の方法で当行受付内容の確定を当行に通知します。当行が受付内容の確定の通知を正当なものとした時点で、当行による受付の内容が確定するものとします。
 - ②契約者は、電子記録の請求がなされた時点はでんさいネット業務規程によることを、ここに確認します。
- (11)でんさいネットサービス利用口座等の解約時の対応でんさいネットサービス利用口座である当座預金口座が解約された場合は、契約者は、当行の国内本支店における普通預金口座(それが無いときは契約者は直ちに開設するものとします)のうち当行が認めたものを、新たなでんさいネットサービス利用口座として直ちに当行に届け出るものとします。
また、でんさいネットサービスを利用している契約者の申込口座が解約された場合には、契約者は、当行の国内本支店における契約者本人名義の預金口座(それが無いときは契約者は直ちに開設するものとします)のうち当行が認めたものを、新たな申込口座として直ちに当行に届け出るものとします。
- (12)その他の申出・届出・通知・申立て等の手続・方法
でんさいネット業務規程またはでんさいネット業務規程細則にて窓口金融機関が定めることとされている、契約者からの各種申出・届出・通知・申立ておよび当行からの各種通知等に関する手続・方法に関し、本規定に定めのないものについては、当行所定の手続・方法によるものとします。

第23条 ワンタイムパスワード利用

1. ワンタイムパスワードとは

当行がお客さまに貸与するカメラ付きハードトークン(以下、「トークン」といいます。)に都度生成・表示されるパスワードをいいます。

2. ワンタイムパスワードの利用

- (1)ワンタイムパスワードの利用対象者は、みずほe-ビジネスサイトを利用されているお客さまのうち、当行所定の依頼書により当行に対してワンタイムパスワードを利用しない旨の意思表示を行っていないすべてのお客さまとします。
- (2)お客さまがワンタイムパスワードを利用するためには、トークンの受領後にワンタイムパスワード利用登録を行うことが必要です。みずほe-ビジネスサイトの振込・振替、総合振込、給与/賞与振込、ペイジー税金・料金払込、仕向送金、ユーザー管理業務等のサービス利用時には、ワンタイムパスワードの入力が必要となります。
- (3)お客さまがトークンの追加発行を希望するときは、当行所定の申込書により申込を行ってください。当行は、当該申込に承諾した場合は、お届けの住所にトークンを発送します。

3. 手数料

- (1)紛失・破損・故障等によるトークンの再発行、登録ユーザー数以上のトークンの追加発行にあたっては、当行所定の手数料をいただきます。ただし、当行は当該再発行手数料その他のワンタイムパスワード利用にかかる手数料を、当行の都合で変更または新設することがあります。
- (2)(1)の手数料は、現金による支払いの場合を除き、当行所定の日に、預金通帳、払戻請求書、小切手またはカードの提出を受けることなく、手数料引落口座より自動的に引落しいたします。また、領収書等は発行しないものとします。
- (3)再発行等のお申込成立後は、取消・解約のお申し出があっても手数料は返却できません。

4. トークンの再発行等

- (1)トークンの紛失、破損、故障等があったときは、当行所定の申込書によりトークンの再発行の申込を行ってください。当行は、当該申込に承諾した場合は、お届けの住所に新しいトークン(以下、「新トークン」といいます。)を発送します。
- (2)トークンが故障したために、前項の再発行の申込を行った場合は、無償で新トークンを再発行します。
- (3)(2)にかかわらず、トークンの利用において、誤用、乱用、事故、災害、改造、無許可の修理やインストール、極端な高温、低温、高湿度下での保管、その他通常の利用方法を逸脱した使用を行った場合は、無

償での再発行の対象となりません。

- (4)(1)により新トークンを受領したお客さまが新トークンによるワンタイムパスワードを利用するためには、新トークンでのワンタイムパスワード利用登録を行うことが必要です。
- (5)紛失等の際のトークンの失効または新トークンにかかるワンタイムパスワード利用登録の後は、みずほe-ビジネスサイトにおいて旧トークンによるワンタイムパスワード利用はできません。利用できなくなった旧トークンは、当行に返却してください。

5. 解約等

- (1)本条に基づくワンタイムパスワードの利用を解約または一時停止する場合、当行所定の方法によりお届けください。
- (2)(1)に基づきワンタイムパスワードの利用を解約または一時停止された場合は、第2項(2)に定める各種サービスの利用時にワンタイムパスワードの入力が不要となります。
- (3)みずほe-ビジネスサイトの契約が解約された場合は、ワンタイムパスワードの利用も自動的に解除されます。
- (4)みずほe-ビジネスサイトを解約するときまたはワンタイムパスワードの利用を取りやめるときには、トークンを当行に返却してください。

6. 免責事項

- (1)ワンタイムパスワードにかかる各種申込は、当行所定の申込書により行うものとし、当行は申込書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた場合には、当該申込を正当なお客さまからの依頼とみなして受け付けます。それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
- (2)トークンおよびワンタイムパスワードはお客さま自身の責任において厳重に管理するものとし、他人に譲渡、質入れ、貸与、または開示することができません。トークンおよびワンタイムパスワードの管理においてお客さまの責めに帰すべき事由があった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
- (3)当行が、お客さまが入力したワンタイムパスワードが、当行に登録されている各情報と一致して、ワンタイムパスワード利用登録や、第2項(2)に定める各種サービスの利用を受け付けたい場合は、ワンタイムパスワードにつき不正使用その他の事故があっても当行は当該利用登録または利用を有効なものとして取り扱い、またそれにより生じた損害について一切の責任を負いません。
- (4)第2項(3)または第4項(1)に基づき当行がトークンをお届けの住所あてに発送したことにより生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。また、当行がトークンをお届けの住所あてに発送した後、住所不明等当行の責めによらない事由により当行にトークンが返戻された場合は、一定期間後に廃棄させていただきます。それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
- (5)当行または通信業者やシステム会社等が相当の安全対策を構築したにもかかわらず生じたコンピュータ等の障害、トークンの故障、電池切れ等の事由でワンタイムパスワードが表示できなかったことにより、お取引の取り扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。

以上

[2019年1月21日現在]

当行が契約している指定紛争解決機関 一般社団法人全国銀行協会
連絡先 全国銀行協会相談室
電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772_

5501Y079 (先) 19.1.21.